H22.12.14　ver3.17

# 現　場　説　明　書

工　事　名：　　大江山運動公園体育館改修工事

工事場所：　　与謝野町字　滝　地内

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
（現場説明会は実施しません。）

平成２５年４月

与謝野町　教育推進課・建設課

目　　次

Ⅰ　一般事項



Ⅱ　特記事項



注）●印は本工事に適用する。

## Ⅰ　一般事項

### １．位置及び周囲の状況等

・位　　　置：　計画地は与謝野町字滝の大江山運動公園内に立地し、周辺にはグラウンド、グラウンドゴルフ場、テニスコート、道の駅等公共施設が多くあり、北側には町道滝桜内線が隣接している。

　また、周辺道路は生活道路で観光者も多く通る道路であると共に通学路ともなっている。工事にあたっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

・事業の概要：　当事業は、昭和６１年に新築したＲＣ造平屋建ての体育館が築３０年近く経過し躯体をはじめ内部にまで老朽化等が進んできたことから、今回大規模な改修工事を行うものである。

### ２．施工にかかる条件

１）工事期間に係る内容

契約工期及び工事期間　　　契約日　～　平成２５年１２月２０日

ただし、下記の条件とする。

　９月１５日（日）に当現場に近接した大江山運動公園グラウンドをメイン会場に大江山登山マラソンが実施されるので、前日の１４日（土）～１６日（月）の３日間は現場作業を休止し、教育委員会の指示に従い利用者の安全に努めること。

２）安全・災害防止対策等

①　工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

②　資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。

③　道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。

④　工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、災害防止に万全を期すこと。

⑤　協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

⑥　工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。

３）施工計画等

①工事説明

　工事着手前には施工計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

②仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

大江山登山マラソン大会時については、教育委員会と協議調整し利用者の安全面に特段の配慮をはかること。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事請負者と協議の上、別途係員の指示する場所に掲示のこと。

４）工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については請負者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず管理者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

５）休日及び作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間　平日一般　　　　　：午前８時３０分～午後６時００分

　　　　　騒音を伴う場合　　：午前９時００分～午後５時００分

を原則とし、事前に施設管理者、近隣自治会等と調整すること。

６）建物完成時期と完成後の管理

完成後の入居が平成 ― 年 ― 月 ― 日に予定されていることから、工事完成（完成検査合格時）は同年 ― 月 ― 日とし、完成から鍵渡しまでの管理については、本工事請負者の責任で行うこと。

なお入居直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い、鍵渡し時は立ち会うこと。

７）関連工事との協力

別途発注工事　　　イントラネット等通信工事が発注される予定。

・ 円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の請負業者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。

・　イントラネット他通信工事の実施時期については、十分調整を行い、引き渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

８）設計図書及び建設業法に基づく施工体制台帳・施工体系図を作成し、現場に備え付けること。
　また、体系図は、現場内及び現場外の公衆の見やすい場所に掲示すること。
工事完成後においては、それぞれ写しを提出すること。

９）工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、請負者で行うこと。
　また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等ために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

10）交通誘導員の配置
総計　　　　１００名
（交通誘導員Ａ　０名、交通誘導員Ｂ　１００名）
・大型車の出入りが多い日等　　交通誘導員Ｂ　１００名
　※必要に応じ現場周辺要所に配置
・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。
注）交通誘導員Ａは、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年１１月１８日国家公安委員会規則第２０号）に基づき交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）とする。

11）通行規制等
　本工事地北側の進入路は２級町道滝桜内線であるため、進入・退出にあたっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については請負者で行うこと。
　周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

## ３．その他一般事項

１）請負者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

２）保険の付保及び事故の補償について
①　請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
②　請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
③　請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書及び「建退共運営実績計画書」を工事請負契約締結後１ヶ月以内に、監督職員

を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。
(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④　火災保険等（工事請負契約書案　第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はﾘﾌｫｰﾑ保険等に付してください。保険証を提示し、その写しを提出してください。３項によるその他の保険に付した場合も同様とします。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし､年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は､本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出してください。

３）工事実績情報の登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝　日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。
また、登録完了後は「登録内容確認書」を１部監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## Ⅱ　特記事項

### １．セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であ

り、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

| | | |
|---|---|---|
| 地盤改良工 | 固結工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 同上 | 表層安定処理工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 同上 | 路床安定処理工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 舗　装　工 | 各種舗装工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 仮　設　工 | 地中連続壁工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 合計 | | ＿＿検体 |

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

| | | |
|---|---|---|
| 地盤改良工 | 固結工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 同上 | 表層安定処理工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 同上 | 路床安定処理工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 舗　装　工 | 各種舗装工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 仮　設　工 | 地中連続壁工 | ：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体 |
| 合計 | | ＿＿検体 |

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

## ２．排出ガス対策型建設機械の使用について

１）本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

２）施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

３）これによりがたい場合（請負者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議のうえ、設計変更等の処理を行うものとする。

４）その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

| 機　　種 | | 備　考 |
| --- | --- | --- |
| ・バックホウ<br>・ブルドーザ<br>・空気圧縮機（可搬式）<br>・油圧ユニット<br>（基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）<br>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ | ・トラクタショベル（車輪式）<br>・発動発電器（可搬式）<br>・ホィールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る |

３．産業廃棄物運搬車輌の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車輌（自己運搬を含む）には、法令*に従い車輌側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。
※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第６条第１項第１号

４．産業廃棄物税について

１）平成１７年４月１日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

２）また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

３）なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

５．枠組足場の設置工法等について

請負者は足場工の施工にあたり、足場は「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省　基発第０４２４００１号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の（２）手すり据え置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

６．特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事おいて排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があります。（廃掃法第１２条の２　第６項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習

会を受講するか、もしくは下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任して下さい。

その際、産業廃棄物の処分責任はで排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出して下さい。

・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出して下さい。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要があります。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合
　問い合わせ先　：　社団法人 京都府産業廃棄物協会　℡075－645－3085

**７．環境等の保全**

１）工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

２）原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
　建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
　建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

３）調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

４）地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

**８．環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）**

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

## ９．再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で１購入先当たり１検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、請負者が負担するものとする。

## 10．届出等

１）請負者は、工事の施行に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

２）請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

## 11．不正軽油の使用防止

１）軽油についてはＪＩＳ規格軽油を使用すること。

２）燃料調査を実施する時は協力をしなければならない。

## 12．調査・試験に対する協力

請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない

## 13．過積載による違法運行の防止について

１）積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２）運搬管理表を作成し、報告すること。

## 14．建設副産物の取扱い

１）再生資源利用［促進］計画・実施書について

建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成１２年４月）する再生資源利用［促進］計画・実施書を使用するものとする。

作成した再生資源利用［促進］計画・実施書は３部作成するものとし、１部は請負業者が自社で工事完成後１年間保管し、残りの２部については監督職員に提出すること。

２）建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

３）指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について
次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

| 指定副産物 | 会　社　名 | 住　　所 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

## 15. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。

１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

３）接着剤はフタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

## 16. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

１）測定個所

●建物内（　３　）箇所ｱﾘｰﾅ、ﾛﾋﾞｰ、柔道場　　○屋　外（　　）箇所

なお、測定する箇所（室）の特定については、監督職員の指示による。

２）測定物質

| 測定 | 測定物質 | 基準値 |
|---|---|---|
| ● | ホルムアルデヒド | 100μｇ/ｍ$^3$(0.08ppm)以下であること |
| ● | トルエン | 260μｇ/ｍ$^3$(0.07ppm)以下であること |
| ● | キシレン | 870μｇ/ｍ$^3$(0.20ppm)以下であること |
| ● | エチルベンゼン | 3,800μｇ/ｍ$^3$(0.88ppm)以下であること |
| ● | スチレン | 220μｇ/ｍ$^3$(0.05ppm)以下であること |
|  | パラジクロロベンゼン | 240μｇ/ｍ$^3$(0.04ppm)以下であること |

※●を測定すること。

３）採取条件

①日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。

②測定は中央付近の床から概ね１．２ｍ～１．５ｍの高さにおいて採取すること。

③測定する箇所のすべての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を３０分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を５時間以上閉鎖した後、採取すること。
この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。
なお、連続的な運転が確保できる全般（２４時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

（注）５時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

④採取を行う時間が２４時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後２時から午後３時までの間となるように採取時間を設定すること。
（採取時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とすること。）

４）測定方法

●パッシブ形採取機器を用いる方法

○検知管法　　○検知紙法　　○定電位電解法　　○吸光光度法

○測定方法は、平成１３年国土交通省告示第１３４７号に基づく評価方法基準の「第５　６－３（３）ロ」に定められた方法、機器によること。

５）厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

●発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

６）報告書の提出

採取にあたっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、各測定物質・各箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

［報告書作成にあたっての注意事項］

①「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。

②「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。

③「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。

④採取が２日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。

⑤「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

## 17. 完成図書等の電子納品について

１）電子納品

①　本工事は、本府（町）におけるＣＡＬＳ／ＥＣの取り組みの一環として電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領(案)(建築設計業務等電子納品要領(案))等、京都府建設交通部策定の建築工事等電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)に基づき実施しなければならない。

また、請負者(受注者)は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品*ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)で定められた事前協議チェックシ*ートを提出しなければならない。

試行段階のものにおいては、電子納品の実施が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、着手前チェックシートにその旨記載した上で電子納品試行の対象外とすることができる。

②　電子納品における電子化に要する費用は請負者（受注者）の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で３部提出するものとする。(正)発注者（副）工事監理業者、請負業者

２）電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務)（案）※」に基づき、下表の対象範囲の図書等をまとめて、ＣＤ－Ｒにて納品すること。

※京都府ホームページ参照http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html

【電子納品の対象範囲】

| 項　目 | | 電子納品対象 |
|---|---|---|
| 施工計画書 | 総合施工計画書 | ■ |
| | 工種別施工計画書 | ■ |
| 打合せ簿 | 工事打合せ記録 | ■ |
| 工程表 | 実施工程表 | ■ |
| | 工種別工程表 | ■ |

| | | |
|---|---|---|
| | 週間工程表 | ■ |
| | 月間工程表 | ■ |
| | ※月間工程表（月報最終回分） | ■ |
| 機材関係資料 | 試験計画書（機材検査に伴うもの） | ■ |
| | 試験成績書（機材検査に伴うもの） | ■ |
| | 監督職員検査記録（機材検査に伴うもの） | ■ |
| | 品質証明書 | ■ |
| | 調合表 | ■ |
| | 規格証明書 | ■ |
| | 機材搬入報告書 | ■ |
| 施工関係資料 | 試験計画書（施工検査に伴うもの） | ■ |
| | 試験成績書（施工検査に伴うもの） | ■ |
| | 監督職員検査記録（施工検査に伴うもの） | ■ |
| | 施工報告書 | ■ |
| | 工事実施状況報告書（月報） | ■ |
| 検査関係資料 | 社内最終検査記録 | ■ |
| | 工事完成記録 | ■ |
| | 技術検査記録 | ■ |
| 発生材関係資料 | 発生材調書 | ■ |
| | 処理報告書 | ■ |
| 保全に関する資料 | 主要材料機器一覧表 | ■ |
| | 保全に関する説明書 | ■ |
| | 官公庁届出書類一覧表 | ■ |
| | 保全の手引き | ■ |
| | 機器取扱説明書 | ■ |
| | 機器性能試験成績書 | ■ |
| | 官公署届出書類 | ■ |
| | ※確認申請書（1～4面、確認済証、検査済証） | ■ |
| | ※浄化槽設置届（表紙、設備概要、汚水量算定表、人槽算定表） | □ |
| | 予備品等引渡通知書 | ■ |
| | 鍵・備品・工具リスト | ■ |
| 施工図 | 建築施工図 | ■ |
| | 設備施工図 | ■ |
| 地質調査報告書 | 位置図、土質柱状図、推定地層断面図 | □ |
| 工事写真・完成写真 | | ■ |
| 図面 | 発注図 | ■ |
| | 完成（竣工）図 | ■ |

※■部分を基本的に適用とするが、詳細等は工事着手時に監督職員と協議する。

※完成図､施工図等をＣＡＤで作成した場合及び工事写真をデジタルカメラで撮影した場合は、以下のとおり、併せてそのデータを納品すること。

・ＣＡＤデータ　：ｊｗｗ形式にて納品。

・デジタルカメラ：「工事写真の撮り方（改訂第２版）」に記載の仕様以上とする。

18. 完成図書等の保存について

## 完成図書等の保存業務仕様書

## －デジタル保存（ＣＤ－Ｒ作成）－

（１）　データの入力形式（※図面よりデータ作成）

・ＰＤＦ／４００ｄｐｉの精度を有すること（原図サイズ）。

・特記無き限りモノクロとする。

（２）　データ・ベースの形式

・入力項目の階層は下記のとおりとし、各々は順にツリーを構成すること。

①建物名称

②工事名称

③図面等の分類、グループ化（完成図、工程表、計画通知書関係etc.）

④図面等のリスト

（完成図は図面リストを参考に作成し、その他のグループリストは任意とする。）

（各グループの先頭図書を１番とする。）

⑤図面

（３）　イメージ・データとデータ・ベースのリンク

・ファイルのイメージ・データはデータ・ベースの中（インターネット・ブラウザ）から起ち上げ（入力項目の各階層により検索・呼び出し）が可能なこと。

（４）　動作環境

・検索は標準的なＷｉｎｄｏｗｓマシンの環境で作動するものとする（専用ソフトを必要とするものは不可）。

（５）　記録媒体

・成果品はＣＤ－Ｒ（１～６倍速書き込み対応ディスク）に収録することとし、媒体には読み込み可能な状態でタイトル等を印刷すること。

・提出は１セットとする。

（６）　その他

・確認申請書その他諸官庁関係書類（Ａ４、Ａ３）のデータ作成に当たっては、Ａ４サイズ２枚を一組とし、Ａ３サイズによることとするが、実施にあたっては監督職員と協議を行うこと。

19. 建設発生土の搬出について

１）建設発生土については、請負者の自由裁量に委ねる自由処分としている。
ただし、民間工事に搬出する場合には、単に土砂の受入だけでなく、上物等の工事が一体的に動いており、かつ処分費が必要でない工事に限ります。

２）　京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」

という。）による許可を受けた埋立て等区域に処分を行う場合は、土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。請負者は土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。

- ・ 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
- ・ 土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
- ・ 土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- ・ 土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
- ・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
- ・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
- ・ 予定容量計算書（第７条３項１２条）

３） 建設発生土処理計画書・報告書の作成

① 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

② 施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

## 20. 建設発生土の受入について

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等､土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

１） 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める

２）汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

- ・ 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
- ・ 土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
- ・ 土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- ・ 土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
- ・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
- ・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
- ・ 予定容量計算書（第７条３項１２条）

**大江山運動公園体育館改修工事　位置図**

# 大江山運動公園体育館改修工事

菅設計工務１級建築士事務所事務所

2013.03.25

| 図面リスト | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 図面番号 | 図面名称 | 縮尺 | 備考 | 図面番号 | 図面名称 | 縮尺 | 備考 |
| Ａ－００ | 図面リスト | － | | Ａ－４１ | 現況建具ﾘｽﾄ（３） | 1/50 | |
| －０１ | 特記仕様書（１） | － | | －４２ | 現況建具ﾘｽﾄ（３） | 1/50 | |
| －０２ | 特記仕様書（２） | － | | －４３ | 改修建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ図 | 1/200 | |
| －０３ | 特記仕様書（３） | － | | －４４ | 改修建具ﾘｽﾄ（１） | 1/50 | |
| －０４ | 特記仕様書（４） | － | | －４５ | 改修建具ﾘｽﾄ（２） | 1/50 | |
| －０５ | 特記仕様書（５） | － | | －４６ | 改修建具ﾘｽﾄ（３） | 1/50 | |
| －０６ | 特記仕様書（６） | － | | －４７ | 改修建具ﾘｽﾄ（４） | 1/50 | |
| －０７ | 特記仕様書（７） | － | | －４８ | 改修建具ﾘｽﾄ（５） | 1/50 | |
| －０８ | 特記仕様書（８） | － | | －４９ | 改修建具ﾘｽﾄ（６） | 1/50 | |
| －０９ | 設計概要、外部仕上表 | － | | －５０ | 仮設計画平面図（外部足場） | 1/200 | |
| －１０ | 内部仕上表 | － | | －５１ | 仮設計画立面図その一（外部足場） | 1/200 | |
| －１１ | 配置図 | 1/300 | | －５２ | 仮設計画立面図その二（外部足場） | 1/200 | |
| －１２ | 現況１階平面図 | 1/200 | | －５３ | 仮設計画平面図（内部足場） | 1/200 | |
| －１３ | 現況Ｒ階平面図 | 1/200 | | －５４ | 仮設計画立面図（内部足場） | 1/200 | |
| －１４ | 現況立面図（１） | 1/200 | | | | | |
| －１５ | 現況立面図（２） | 1/200 | | | | | |
| －１６ | 現況断面図 | 1/200 | | | | | |
| －１７ | 現況矩計図 | 1/50 | | | | | |
| －１８ | 改修１階平面図 | 1/200 | | | | | |
| －１９ | 改修Ｒ階平面図 | 1/200 | | | | | |
| －２０ | 改修立面図（１） | 1/200 | | | | | |
| －２１ | 改修立面図（２） | 1/200 | | | | | |
| －２２ | 外壁劣化調査立面図（１） | 1/200 | | Ｅ－０１ | 電気設備工事特記仕様書（１） | － | |
| －２３ | 外壁劣化調査立面図（２） | 1/200 | | －０２ | 電気設備工事特記仕様書（２） | － | |
| －２４ | 改修矩計図 | 1/50 | | －０３ | 配置図 | 1/300 | |
| －２５ | ｱﾘｰﾅｻｯｼ詳細図 | 1/10<br>1/15 | | －０４ | 照明器具姿図 | － | |
| －２６ | 屋根改修部分詳細図 | 1/5<br>1/10 | | －０５ | （現況･撤去）　電気設備図 | 1/200 | |
| －２７ | 防水改修部分詳細図 | 1/10 | | －０６ | （改修）電気設備図 | 1/200 | |
| －２８ | 外壁劣化補修要領図 | － | | －０７ | （撤去･改修）便所廻り平面詳細図 | 1/50 | |
| －２９ | 改修1階平面詳細図（１） | 1/100 | | －０８ | 自然換気用電源設備図 | 1/200 | |
| －３０ | 改修1階平面詳細図（２） | 1/100 | | | | | |
| －３１ | 改修管理室廻り平面詳細図、展開図 | 1/50 | | | | | |
| －３２ | 改修ｱﾌﾟﾛｰﾁ廻り詳細図 | 1/30<br>1/50 | | | | | |
| －３３ | 部分詳細図 | 1/10<br>1/20 | | | | | |
| －３４ | 現況便所廻り平面詳細図 | 1/50 | | | | | |
| －３５ | 改修便所廻り平面詳細図、天井伏図 | 1/50 | | Ｍ－０１ | 機械設備工事特記仕様書（１） | － | |
| －３６ | 改修便所廻り展開図 | 1/50 | | －０２ | 機械設備工事特記仕様書（２） | － | |
| －３７ | 現況建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ図 | 1/200 | | －０３ | 配置図 | 1/300 | |
| －３８ | 現況建具ﾘｽﾄ（１） | 1/50 | | －０４ | （改修）機械設備平面図 | 1/200 | |
| －３９ | 現況建具ﾘｽﾄ（２） | 1/50 | | －０５ | （現況･撤去）便所廻り平面詳細図 | 1/50 | |
| －４０ | 現況建具ﾘｽﾄ（３） | 1/50 | | －０６ | （改修）便所廻り平面詳細図 | 1/50 | |

| 訂正 | 月．日 | | 菅設計工務　１級建築士事務所<br>１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二 | 作成　年　月　日<br>2013．03．25 | 承認 | 名称<br>大江山運動公園体育館改修工事 | 図面№<br>Ａ－００ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ． | | | 発行<br>． ． | 担当　製図 | 表紙・図面リスト | 縮尺<br>－ |
| | ． | | | | | | |
| | ． | | | | | | |

# 建築改修工事 特記仕様書

## 【1】 工 事 概 要

1．工 事 場 所　京都府与謝郡与謝野町字滝８８１番地１

2．敷 地 面 積　5,298.88　㎡

3．建築物概要

| | 棟　名 | 構　造 | 階　数 | 建築面積(㎡) | 延べ面積(㎡) | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 体育館(築S61年) | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 | 1階 | 1,537.00 | 1,494.20 | 改修 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

4．そ の 他
（１）建築改修工事（屋根、防水、外壁、建具、内装、塗装）
（２）上記工事に伴う電気設備工事
（３）上記工事に伴う機械設備工事

## 【2】 適 用 範 囲

現場説明書（質疑回答書を含む）、本特記仕様書、図面、改修標準仕様書に示す範囲とする。
すべての設計図書は相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。
上記の標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）をいう。（以下、これを「改修標仕」という。）
本書に特に記載のない事項にあっても、すべて、「改修標仕」の適用を受けるものとする。

## 【3】 工 事 区 分

設計図書による。
別契約の施工上密接に関連する工事との取合い部分が発生する場合は、別紙工事区分表による。

## 【4】 工 事 仕 様

1,設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「改修標仕」のほか別記の適用基準による。
2,項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
3,特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
※印と●印の付いた場合は、共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のみ適用する。
4,項目及び特記事項に記載の（　）内表示番号は「改修標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|

### 1 一般共通事項

**① 適用基準等**

※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省）
※建築工事標準詳細図　平成22年版　（監修：国土交通省）
○敷地調査共通仕様書　平成11年版　（監修：建設大臣）
○建築鉄骨設計基準　平成10年版　（監修：建設大臣）
●公共建築工事標準仕様書(建築工事編)　平成22年版　（監修：国土交通省）
○木造建築工事標準仕様書　平成22年版　（監修：国土交通省）
※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省）
※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省）
（注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房官庁営繕部を、「建設大臣」は建設大臣官房官庁営繕部を示す）

**② 建築材料等**

※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。

※下記材料品目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」にある材料とする。
また、同評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。
（評価名簿によるもの）
床型枠用鋼製デッキプレート（ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ）、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材（ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ型、現場調合型）、押出成形セメント板、成形伸縮目地材、乾式保護材(防水立上部)、陶磁器質タイル（陶器質ﾀｲﾙ、せっ器質ﾀｲﾙ、磁器質ﾀｲﾙ、再生材利用ﾀｲﾙ）、既製調合モルタル（ﾀｲﾙ工事用）、既製調合目地材、ルーフドレイン、吸水調整材（ﾓﾙﾀﾙ用）、アルミニウム製建具、鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、錠前類（ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠）、クローザー類(ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ、ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ)、自動扉機構（制御装置・駆動装置、検出装置、制御装置・駆動装置・検出装置）、自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)、重量シャッター、軽量シャッター、ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ、ガラス(ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ、型板ｶﾞﾗｽ、網入板ｶﾞﾗｽ・線入板ｶﾞﾗｽ、熱線吸収板ｶﾞﾗｽ、倍強度ｶﾞﾗｽ、熱線反射ｶﾞﾗｽ）、ガラスブロック(中空)、防水剤、ビニル床シート、ビニル床タイル、現場発泡断熱材、ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ（3000N、5000N）、可動間仕切、移動間仕切(ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ)、トイレブ-ス、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム（屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム）、トップライト、エポキシ樹脂、タイル部分張替え用接着剤、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製マンホール蓋・弁桝ふた

**③ 特別な材料の工法**

※設計図書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

**④ 風圧力及び積雪に対する性能**

建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分等
風速（Vo）　※３２　○　（平成12年5月31日建設省告示第1454号）
地表面粗度区分　○Ⅰ　○Ⅱ　※Ⅲ　○Ⅳ
多雪地域の指定　※なし　●あり
最深積雪量110cm　単位重量30N/㎡･cm

**⑤ 現場代理人**

※本工事の施工にあたっては、請負契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

**⑥ 工事工程報告**

※月報は毎月末日に〆め、翌月5日までに提出する。
※日報は監督職員の指示による。
※週報は毎週、指定する曜日に提出する。
●与謝野町建設課:建築工事契約関係提出書類書式集による

**⑦ 工事実績情報の登録　(1.1.4)**

※適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○適用しない

**⑧ 施工体制台帳等の作成・提出　(1.1.5)**

※請負者は、請負金額３千万円以上(建築一式工事については４千５百万円以上)の工事について、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
※請負者は、工事完成時に、建退共運営実績報告書を提出しなければならない。

**⑨ 設備工事との取合い**

施工範囲
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の二次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
施工図
設備機器の位置､取合等の検討できる施工図を提出し､監督職員の承諾を受ける。

**⑩ 施工図等の取扱い　(1.2.3)**

※施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。

**⑪ 工事写真　(1.2.4)**

※工事写真の撮り方（改訂２版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。
※下記のものを監督職員に提出する。

| | | 部 数(ネガ１枚につき) | 分 類 ・ 規 格 | 原版の大きさ (mm) |
|---|---|---|---|---|
| 着工前 | | ※１　○ | ※カラーサービス版 | ※24×36以上 |
| 工事中 | | ※１　○ | ※カラーサービス版 | ※24×36以上 |
| 完成時 | 屋内（各室２）箇所 | ※３　○ | ※カラーサービス版<br>○カラーキャビネ版 | ※24×36以上<br>○60×70以上 |
| | 外観（４）箇所 | ※３　○ | ※カラーキャビネ版<br>○カラーパネル半切 | ○24×36以上<br>※60×70以上 |

※写真をデジタル写真で撮影する場合には、完成写真については有効画素数300万画素程度、工事写真は有効画素数130万画素程度とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
※完成写真撮影場所は、監督職員の指示による。
○完成写真撮影業者は、監督職員の承諾する撮影業者（建築写真専門業者）とする。

**⑫ 電気保安技術者　(1.3.3)**

※適用する　○適用しない

**⑬ 施工条件　(1.3.5)**

※現場説明書による。

**⑭ 発生材の処理等　(1.3.8)**

○引渡しを要するもの　（　　）
○現場において再利用を図るもの、再資源化を図るもの
（　　）
●指定副産物の搬出（詳細は現場説明書による）
●アスファルトコンクリート塊　●セメントコンクリート塊　●建設発生木材
●指定副産物の処分地（詳細は現場説明書による）
○指定地処分　（　　）
●自由処分　（　最寄りの再資源化施設へ搬出すること　）
●指定副産物以外の搬出
※構外搬出適切処理　○（　　）
●特別管理産業廃棄物の処理
○廃石綿等　○ＰＣＢを含む機器類　○ＰＣＢ含有シーリング
○廃油　○廃酸・廃アルカリ　(○臭化リチウム　○蓄電池電解液　)
○ＳＦ６ガス使用機器
※廃石綿の処分地　(㈱京都環境保全公社瑞穂センター　)
ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査
○行う　(　箇所　)　○行わない
ＰＣＢ含有シーリング材の撤去・処分方法は「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱」による。
次の建設廃棄物は再資源化する。
○蛍光灯ランプ　○ＨＩＤランプ　○硬質塩化ビニル管・継手

処理計画書等の提出
※再生資源利用促進計画書、実施書を"CREDAS入力ｼｽﾃﾑ"により作成し、提出用ﾌｧｲﾙﾃﾞｰﾀと共に提出すること。
※建設発生土及び建設副産物処理計画書、報告書 を提出すること。
マニフェスト制度
※産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正な処理を行うこと。
※産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。

**15 調査のための破壊部分の補修　(1.5.3)**

既存破壊部分の補修方法　※図示　○

**⑯ 技能士　(1.6.2)**

(1.6.2)

| 工事種別 | 適用する技能士の技能検定における選択作業 | |
|---|---|---|
| 仮設工事 | ●とび作業 | |
| 鉄筋工事 | ○鉄筋組立作業 | |
| コンクリート工事 | ○左官作業 | ○型枠工事作業 |
| | ○ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業 | |
| 鉄骨工事 | ○構造物鉄工作業 | ○とび作業 |
| ﾌﾞﾛｯｸ及びALCﾊﾟﾈﾙ工事 | ●ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 | ○ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業 |
| ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事 | ○金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工作業 | ○ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 |
| | ○ｶﾞﾗｽ工事作業 | |
| 防水工事 | ○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 | ●ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 |
| | ○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 | ○ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 |
| | ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 | ○FRP防水工事作業 |
| | ○合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 | |
| | ●塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 | |
| | ○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 | |
| 石工事 | ○石張り作業 | |
| タイル工事 | ●タイル張り作業 | |
| 木工事 | ●大工工事作業 | |
| 屋根及びとい工事 | ●内外装板金作業 | ○かわらぶき作業 |
| | ○スレート工事作業 | |
| 金属工事 | ●鋼製下地工事作業 | ○内外装板金作業 |
| 左官工事 | ●左官作業 | |
| 塗装工事 | ●建築塗装作業 | |
| 建具工事 | ●ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 | |
| | ●ガラス工事作業 | ○自動ドア施工作業 |
| 内装工事 | ●ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業 | ●ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業 |
| | ○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上工事作業 | ○壁装作業 |
| 排水工事 | ○建築配管作業 | |
| 舗装工事 | ○溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 | |
| | ○加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業 | |
| 植栽工事 | ○造園工事作業 | |

ただし技能士に代わる者による施工の場合は監督職員の承諾を得ること。

**⑰ 施工の検査等　(1.6.5)**

見本施工の実施　※適用する（　　）
○適用しない

**⑱ 化学物質の濃度測定　(1.6.9)**

※適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○適用しない

**⑲ 完成図　(1.8.2)**

※作成する　（提出部数※３部　○　部）　詳細は監督職員の指示による。
※完成図等の電子データによる提出については、現場説明書による。

**⑳ 保全に関する資料　(1.8.3)**

※作成する　（提出部数※３部　○　部）　○作成しない
●敷地、建物の構造規模、主要な設備構成等の建物概要
●建物を使用する上での注意事項
●建物に設置されている家具、機器等及び部位毎の仕上げの概要説明
●建物、工作物、植栽等を管理する上での保全業務の要点
●主要材料の製造所名、所在地、連絡先、非常時の連絡体制一覧表
建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」及び「建築保全業務共通仕様書」を参考として作成すること。

### 2 仮設工事

**① 足場その他　(2.2.1)**

※労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
外部足場　※Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　（表2.2.1）
内部足場　※図示　○
防護シート等
○防音パネル　○防音シート　○養生シート　●ネット及び養生シート
材料、撤去材等の運搬方法
○Ａ種　※Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種　（表2.2.2）

※足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式を採用すること。

**② 既存部分の養生　(2.3.1)**

既存部分の養生　※行う　（※ビニールシート、専用シート及びベニヤ等）
○行わない
既存家具等の養生　※行う　（※ビニールシート　○　）
○行わない
既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管　※行う　○行わない
養生の方法　※取り外しのうえ清掃　○
保管場所　※室内にてカバー掛の上、適切保管　○
家具の移動　※行う　（図示）　○行わない

**3 仮設間仕切り　(2.3.2)**

○設ける　（図示）　○Ａ種　○Ｂ種　※Ｃ種
○設けない

**4 監督職員事務所　(2.4.1)**

規模　○10㎡程度　○20㎡程度　○35㎡程度　○65㎡程度　○100㎡程度
仕上　床　○合板張り素地　○ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ敷き　○ﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷き
内壁､天井　○合板又は石こうﾎﾞｰﾄﾞ張り、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り
屋根　○塗装溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板張り　○鉄板張り調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り
休憩室　○設けない　○設ける（畳敷き）　○
備品　○机　○いす　○書棚　○黒板　○製図板
○掛時計　○温度計　○消火器　○掃除具　○加入電話機
○懐中電灯　○湯沸器　○冷暖房機器　○
○保護帽　○ゴム長靴　○雨がっぱ　○衣類ﾛｯｶｰ　（　人分程度）
※改修標仕（平成22年版）　※建築工事監理指針（平成22年版）
※建築工事施工チェックシート　○建築工事標準詳細図（平成22年版）
○工事写真の撮り方（改訂２版）建築編

**⑤ 工事用水**

構内既存の施設　~~※~~利用できない　●利用できる　（●有償　○無償　）

**⑥ 工事用電力**

構内既存の施設　~~※~~利用できない　●利用できる　（●有償　○無償　）

**⑦ 仮囲い等**

※図示　○

**⑧ 設計ＧＬ**

※図示　○設計ＧＬ＝現状ＧＬ

### (2) 土・鉄筋・コンクリート工事

本章の項目及び特記事項の( )内表示番号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(平成22年版)の該当項目、該当図又は該当表を示す。
なお、耐震改修工事に係る「鉄筋・コンクリート」の取り扱いは、後述の章「8　耐震改修工事」によるものとする。

**1 埋め戻し及び盛土　(3.2.3)**

○Ａ種　砂質土（山砂の類）を水締め又は機器による締固め　（表3.2.1）
※Ｂ種　根切り土の中の良質土を機器による締固め
○Ｃ種　他現場の建設発生土の中の良質土を機器による締固め
○Ｄ種　再生コンクリート砂を水締め又は機器による締固め
○建設発生土（盛土材）の外部からの受入土量（　m3）
発生場所　（　　）

**2 建設発生土の処理　(3.2.5)**

※下記に定めるほかは、現場説明書による
○構外指示の受入場所に処分
受入場所　※(財)城陽山砂利採取地整備公社　○
土壌調査　※行う（受入場所指定の検査）　○
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第７条第３項１3号及び第４項に規定する方法
仮置場所　○
○構内指示の場所に敷き均し
○構内指示の場所にたい積
○構外搬出適切処理　※中丹東土木事務所管内及び丹後土木事務所管内で、搬出土量が少量（５００m3以内）かつ緊急の場合等

**3 鉄筋の種類　(5.2.1)**

（表5.2.1）

| | 種類の記号 | 径 (mm) | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 異形鉄筋 | ※ＳＤ２９５Ａ | Ｄ１６以下 | |
| | ※ＳＤ３４５<br>○ | Ｄ１９以上 | |

**4 溶接金網　(5.2.2)**

網目の形状、寸法＿＿＿＿　鉄線の径 (mm)＿＿＿＿

**5 コンクリートの強度　(6.1.4)(6.2.1)(6.2.3)**

設計基準強度（Ｆc）

| 打 設 部 位 | | Ｆc(N/mm２) | スランプ(cm) | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 構造体 | 基礎 | ※２１　○ | ※１５　○１８ | |
| | 上部 | ※２１　○ | ○１５　※１８ | |
| 土間コンクリート | | ※１８　○ | ※１５　○１８ | 側溝・犬走り |
| 捨コンクリート | | ※１８　○ | ※１５　○１８ | |
| 軽量コンクリート | | ※２１　○ | ※１５　○１８ | |
| 無筋コンクリート | | ※１８　○ | ※１５　○１８ | 標仕6.14.1による |
| | | | | |

※構造体コンクリートの発注強度は以下のとおりとする。
{Ｆｃ ＋構造体強度補正値(S)} N/mm２
(6.14.1によるもの及び土間コンクリートは構造体強度補正は行わない)

**6 レディーミクストコンクリートの類別等　(6.1.5)**

レディーミクストコンクリートの類別　（表6.1.1）
※Ⅰ類　○Ⅱ類

**7 セメントの類別　(6.3.2)**

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ
○高炉セメントのＢ種

## (2) 土・鉄筋・コンクリート工事

**8 骨材** (6.3.3)

粗骨材　※砂利(JIS A5308),砕石(JIS A5005)　○高炉ｽﾗｸﾞ　○電気炉酸化ｽﾗｸﾞ　○再生骨材H

細骨材　※砂(JIS A5308),砕砂(JIS A5005)　○高炉ｽﾗｸﾞ　○電気炉酸化ｽﾗｸﾞ　○銅ｽﾗｸﾞ　○ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ　○再生骨材H

アルカリシリカ反応性による区分　※Ａ（無害）　○

**9 混和材料** (6.3.5)

混和剤　※AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤のⅠ種(JIS A6204)

混和材　※フライアッシュ(JIS A6201)Ⅰ種又はⅡ種

**10 構造体強度補正値** (6.4.5)

※気温による構造体強度補正値（Ｓ）　(表6.4.1)

| 予想平均気温（℃） 普通 | 早強 | 補正値（Ｔ） | 期間（打設日） 南部地域 | 中部地域 | 北部地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8以上 | 5以上 | ３ N/mm２ | 3/6 ～ 6/30<br>9/11～ 11/15 | 3/11～ 7/20<br>9/1 ～ 11/5 | 3/11～ 7/10<br>9/1 ～ 10/31 |
| 0以上 8未満 | 0以上 5未満 | ６ N/mm２ | 11/16～ 3/5 | 11/ 6～ 3/10 | 11/ 1～ 3/10 |

南部地域（京都市(一部を除く)、旧八木町、旧園部町以南の市町村）
北部地域（宮津市、旧加悦町以北の市町）
中部地域（上記以外の市町、旧美山町及び旧京北町含む）

**11 暑中における ｺﾝｸﾘｰﾄの扱い** (6.8.2)

※暑中における構造体強度補正値（Ｓ）

| 地域 | 日平均気温が25度を超える期間（打設日） | 補正値 |
|---|---|---|
| 北部地域 | ７月１１日～８月３１日 | ※ ６Ｎ/mm2<br>○ ３Ｎ/mm2 |
| 中部地域 | ７月２１日～８月３１日 | |
| 南部地域 | ７月 １ 日～９月１０日 | |

**12 寒中コンクリート**

※予想平均気温が 表6.4.1 に示す予想平均気温未満の場合には標仕第６章第１２節（寒中コンクリート）による。

**13 コンクリートの試験** (6.10.2)～(6.10.6)

※フレッシュコンクリートの試験
※コンクリートの強度試験
○材料試験

レディーミクストコンクリート施工の品質管理
※スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

**⑭ ｺﾝｸﾘｰﾄﾐｷｻｰ車の過積載防止対策等**

請負者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる集計表を検査時に提出しなければならない。

**15 軽量コンクリート** (6.11.1)

種別　○１種　○２種
施工箇所 ______

## ③ 防水改修工事

**1 アスファルト防水** (3.3.2)～(3.3.5)

○保護防水工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｐ１Ｂ　工法 | ○B-1　※B-2 | 表3.3.3 | |
| ○Ｐ１ＢＩ工法<br>○Ｔ１ＢＩ工法 | ○BI-1　※BI-2 | 表3.3.4 | |
| ○Ｐ２ＡＩ工法 | ○AI-1　※AI-2 | 表3.3.5 | |
| ○Ｐ２Ａ　工法 | ○A-1　※A-2 | 表3.3.6 | |

○露出防水工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｍ４Ｃ　工法 | ○C-1　※C-2 | 表3.3.7 | |
| ○Ｍ３Ｄ　工法<br>○Ｐ０Ｄ　工法 | ○D-1　※D-2 | 表3.3.8 | |

○露出防水絶縁断熱工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｐ０ＤＩ工法<br>○Ｍ３ＤＩ工法<br>○Ｍ４ＤＩ工法 | ○DI-1　※DI-2 | 表3.3.9 | |

○屋内防水工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｐ１Ｅ　工法<br>○Ｐ２Ｅ　工法 | ○E-1　※E-2 | 表3.3.10 | |

アスファルトの種類　※３種
アスファルトルーフィング　※1500　○ ______
○粘着層付ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ（mm）○ ____ mm
　種別　※ 非露出複層防水層Ｒ種　○ ______
○改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ　厚さ（mm）○ ____ mm
　種別　※ 露出単層防水用Ｒ種　○ ______

断熱材（保護防水断熱工法）
　厚さ（mm）○ ____ mm
　材質　※押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂのスキン層付（ただし、特定フロンを含まないものとする。）
　○ ______

断熱材（露出防水断熱工法）
　厚さ（mm）○ ____ mm
　材質　※ルーフィング類製造所の仕様による
　○ ______

絶縁用シート　※ポリエチレンフィルム厚0.15（保護防水工法）
　※フラットヤーンクロス（70g/㎡程度）（保護防水断熱工法）
　○ ______

押え金物　※アルミニウム製 L-30×15×2.0　○ ______
立上がり部　保護コンクリート　○適用する（　　）
　○適用しない
　※レンガ押え(JIS)　○ｺﾝｸﾘｰﾄ押え　○ﾓﾙﾀﾙ押え
　○乾式保護材（　　）
保護層　平場のコンクリート厚さ　○ ____ mm
　○こて仕上げ ____ mm
　○床タイル張り等仕上げ ____ mm
脱気装置　○設ける　材　種（　　）
　設置数量（１箇所／　㎡）
伸縮調整目地　※成形伸縮目地材　○ ______
成形緩衝材　※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類製造所の指定品　○ ______

**2 改質アスファルトシート防水** (3.4.2)～(3.4.4)

○露出防水密着工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｍ４ＡＳ工法 | ○AS-1　○AS-2<br>○AS-3 | 表3.4.1 | |

○露出防水絶縁工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｍ３ＡＳ工法<br>○Ｐ０ＡＳ工法 | ○AS-4　○AS-5<br>○AS-6 | 表3.4.2 | |

○露出防水絶縁断熱工法

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｍ３ＡＳＩ工法<br>○Ｍ４ＡＳＩ工法<br>○Ｐ０ＡＳＩ工法 | ○ASI-1<br>○ASI-2 | 表3.4.3 | |

断熱材（露出防水絶縁断熱工法）
　厚さ（mm）○
　材質　※改質アスファルトシート製造所の仕様による
　○ ______
仕上げ塗料　○ｶﾗｰ（　）　○ｼﾙﾊﾞｰ
脱気装置　※設ける　材種（　）　設置数量(1箇所/ ___ ㎡)
防湿層　○設ける　○設けない
改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ 下地に部分的に溶着又は接着させる場合
　○施工法（　　）

**③ 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水** (3.5.2)～(3.5.4)

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ●Ｐ０Ｓ　工法<br>○Ｓ４Ｓ　工法<br>○Ｐ０ＳＩ工法<br>○Ｓ４ＳＩ工法 | ○S(I)-F1(t- ※1.2 ○　)<br>PC部材入隅増張（※有り　○無し）<br>○S(I)-F2(t- ※2.0 ○　)<br>○S(I)-M1(t- ※1.5 ○　)<br>●S(I)-M2(t- ※1.5 ○　)<br>○S(I)-M3(t- ※1.2 ○　) | 表3.5.1 | 別図参照 |
| ○Ｓ３Ｓ　工法<br>○Ｓ３ＳＩ工法 | ○S(I)-F1(t- ※1.2 ○　)<br>PC部材入隅増張（※有り　○無し）<br>○S(I)-F2(t- ※2.0 ○　) | | |
| ○Ｍ４Ｓ　工法<br>○Ｍ４ＳＩ工法 | ○S(I)-M1(t- ※1.5 ○　)<br>○S(I)-M2(t- ※1.5 ○　)<br>○S(I)-M3(t- ※1.2 ○　) | | |

断熱材　○用いる（厚さ（mm）　、種類　）
PCコンクリート部材下地の場合の目地処理　○ ______
絶縁用シート　※発泡ポリエチレンシート　●絶縁緩衝シート
仕上げ塗料　●ｶﾗｰ（　）　○ｼﾙﾊﾞｰ
脱気装置　○設ける　材種（　）設置数量（1箇所/ ___ ㎡）
※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定めること。
絶縁機械固定工法（２１０ＵＤ工法）
請負業者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限は工事目的物引渡しより１０年間以上とする。）

**4 塗膜防水** (3.6.2)～(3.6.3)

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｐ０Ｘ　工法 | ※X-1 | 表3.6.1 | |
| ○Ｌ４Ｘ　工法 | ※X-2 | | |

脱気装置　○設ける　材種（　）設置数量（1箇所/ ___ ㎡）

| 種 | 別 | 防水層 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○Ｐ１Ｙ　工法 | ※Y-2 | 表3.6.2 | |
| ○Ｐ２Ｙ　工法 | ○___ | | |

保護層　○設ける　○設けない

**5 漏水試験**

※水張り試験を行う　（○屋内　○屋外）

**⑥ 保証書**

※請負業者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限は工事目的物引渡しより１０年間以上とする。）

**7 施工標識**

工事完了後に監督職員の指示する位置へ取り付ける。
　材質　※真鍮製エッチング仕上 150×100　○
　設置数量（　）箇所

**⑧ シーリング** (3.7.2)～(3.7.8)

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類　※改修標仕表3.7.1による

シーリング改修工法及び施工箇所

| 改修工法の種別 | 施工箇所 |
|---|---|
| ○シーリング充填工法 | |
| ●シーリング再充填工法 | 各撤去、復旧 |
| ○拡幅シーリング再充填工法 | |
| ○ブリッジ工法 | |
| | |

目地寸法　コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地
　※幅20mm以上、深さ10mm以上　●現状に合わす
　ガラス回りの目地
　※幅5mm以上、深さ5mm以上　●現状に合わす
　その他の目地
　※幅10mm以上、深さ10mm以上　●現状に合わす

シーリングの試験　※簡易接着性試験（部位 ______）
　○引張接着性試験（部位 ______）

**⑨ とい(雨水)** (3.8.2)～(3.8.3)

※外とい（外気に接するとい）

| | 材質 | その他 |
|---|---|---|
| ルーフドレイン等 | ~~※~~鋳鉄製　●改修用ドレイン | |
| 軒どい | ※硬質塩化ビニル製（角形） | （前高）　巾120mm<br>（カラー）巾150mm |
| たてとい | ※硬質塩化ビニル管（VP） | （カラー）径　75mm |
| 谷どい | ※ | |
| とい受け金物 | ※亜鉛メッキ鋼板 | |

○内とい（ＶＰ管は使用しない）

| | 材質 | その他 |
|---|---|---|
| たてとい及び横走り管 | ※SGP | 径　75mm |
| とい受け金物 | ※亜鉛メッキ鋼板 | |
| 防露巻き | ※改修標仕表3.8.3による | ※Ｆ☆☆☆☆ |
| | | |

※掃除口を設ける（開放性のある自転車置き場のといを除く）
○養生鉄管を設ける（径　厚さ　長さ　）
○既存といの撤去及び養生（　　）
○鋼管製といの防露巻（※表3.8.4　○ ______）
○たてどい受金物（　　）

**10 アルミニウム製笠木** (3.9.2)～(3.9.3)

(表3.9.1)

| 種類 | 板厚(mm) | 表面処理 | 固定間隔 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ○250形 | 1.6 | ○A-1種（無着色） | ※1.3 m程度 | 隅角部及び突当たり部等の役物は本体製所造の仕様による。 |
| ○300形 | 1.8 | ○A-2種（着色） | ○____ | |
| ○350形 | 2.0 | ○B-1種（無着色） | | |
| ○ | | ○B-2種（着色） | | |
| ○曲げ材 | ※2.0<br>○____ | | | |

※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

**⑪ 長尺金属板葺き**

金属板瓦棒葺ｶﾊﾞｰ工法　ﾌｯ素樹脂塗装GL鋼板 t=0.5（断熱緩衝材ﾎﾟﾘﾌｫｰﾑ t=0.4）
ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ：改修仕様 最大荷重4250N/㎡、ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ強度 最大荷重10000Pmax(N)
雪止ｱﾝｸﾞﾙ金物２列配置 亜鉛ﾒｯｷ品 L-50×50×4、雪止金具：亜鉛ﾒｯｷ品@420
建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。
請負業者、屋根施工業者、屋根材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限：工事目的物引渡しより　施行保証 10 年間以上とする。）
（保証年限：工事目的物引渡しより　材質保証 20 年間以上とする。）

## ④ 外壁改修工事

**① 施工数量調査** (1.5.2)

※行う（●ひび割れ　●欠損　●浮き　●露筋 ______）
　※施工に先立ち、建築仕上診断技術者（BELCA）による外壁劣化状況調査報告書を監督職員に提出し承諾を得ること。
○行わない

**② ひび割れ部改修** (4.1.4)(4.2.2)(4.3.4)～(4.3.6)

●コンクリート打ち放し仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ※樹脂注入工法 | ※硬質形エポキシ樹脂<br>○軟質形エポキシ樹脂 | ＲＣ内外壁 |
| ●Ｕカットシール材充填工法 | ※可とう性エポキシ樹脂<br>○シーリング材(PU-2)<br>○ポリマーセメントモルタル | 柔道場直天井 |
| ○ｼｰﾙ工法 | ※パテ状エポキシ樹脂<br>○可とう性エポキシ樹脂 | |

(4.4.5)～(4.4.7)　○モルタル塗り仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ※樹脂注入工法 | ※硬質形エポキシ樹脂<br>○軟質形エポキシ樹脂 | |
| ○Ｕカットシール材充填工法 | ※可とう性エポキシ樹脂<br>○シーリング材(PU-2)<br>○ポリマーセメントモルタル | |
| ○ｼｰﾙ工法 | ※パテ状エポキシ樹脂<br>○可とう性エポキシ樹脂 | |

(4.5.5)～(4.5.8)　○タイル張り仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ※樹脂注入工法 | ※硬質形エポキシ樹脂<br>○軟質形エポキシ樹脂 | |
| ○Ｕカットシール材充填工法 | ※可とう性エポキシ樹脂<br>○シーリング材(PU-2)<br>○ポリマーセメントモルタル | |

タイル撤去後の補修

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ○タイル部分張替え工法 | ○ポリマーセメントモルタル<br>○変成シリコーン樹脂<br>○ウレタン樹脂 | |
| ○タイル張替え工法 | | |

**③ 欠損部改修** (4.3.7)

●コンクリート打ち放し仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ●充填工法 | ※エポキシ樹脂モルタル | 玄関ホール⑩通り出隅柱 |
| | ○ポリマーセメントモルタル | |

(4.4.8)～(4.4.9)　○モルタル塗り仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ○充填工法 | ※エポキシ樹脂モルタル | |
| | ○ポリマーセメントモルタル | |
| ○モルタル塗替え工法 | ※改修標仕4.4.1による | |

(4.5.7)～(4.5.8)　○タイル張り仕上げ

| 工法 | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ○タイル部分張替え工法 | ○ポリマーセメントモルタル<br>○変成シリコーン樹脂<br>○ウレタン樹脂 | |
| ○タイル張替え工法 | | |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|

## ④ 外壁改修工事

**④ 浮き部改修工法** (4.4.10) ～ (4.4.15)

● モルタル塗り仕上げ

| 工法 | 1箇所の面積(㎡) | 浮き代(mm) | アンカーピン(本/㎡) 一般部／指定部 | 注入口(箇所/㎡) 一般部／指定部 | 充填量(箇所/ml) | 注入量(箇所/ml) | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 | 0.25 | | ※16 ○ | | | | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 未満 | | ※25 ○ | | | | |
| ● ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0 | ※13 ○ | ※12 ○ | ※25 | ※25 | アリーナ南面 |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 以上 | 以下 | ※20 ○ | ※20 ○ | ○ | ○ | サッシ面台 |
| ○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0を | ※13 ○ | ※12 ○ | ※25 | ※50 | |
| ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 | 以上 | 超える | ※20 ○ | ※20 ○ | ○ | ○ | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 | 0.25 | | ※ 9 ○ | | ※25 | | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 未満 | | ※16 ○ | | ○ | | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0 | ※ 9 ○ | ※ 9 ○ | ※25 | ※25 | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 以上 | 以下 | ※16 ○ | ※16 ○ | ○ | ○ | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0を | ※ 9 ○ | ※ 9 ○ | ※25 | ※50 | |
| ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 | 以上 | 超える | ※16 ○ | ※16 ○ | ○ | ○ | |

| 工法 | 1箇所の面積(㎡) | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○ 充填工法 | 0.25未満 | ※ エポキシ樹脂モルタル | |
| | | ○ ポリマーセメントモルタル | |
| ○モルタル塗替え工法 | 0.25以上 | ※ 改修標仕4.4.1による | |

(4.5.9) ～ (4.5.15)

○ タイル張り仕上げ

| 工法 | 1箇所の面積(㎡) | 浮き代(mm) | アンカーピン(本/㎡) 一般部／指定部 | 注入口(箇所/㎡) 一般部／指定部 | 充填量(箇所/ml) | 注入量(箇所/ml) | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 | 0.25 | | ※16 ○ | | ※25 | | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 未満 | | ※25 ○ | | ○ | | |
| ○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0 | ※13 ○ | ※12 ○ | ※25 | ※25 | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 以上 | 以下 | ※20 ○ | ※20 ○ | ○ | ○ | |
| ○ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0を | ※13 ○ | ※12 ○ | ※25 | ※50 | |
| ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 | 以上 | 超える | ※20 ○ | ※20 ○ | ○ | ○ | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 | 0.25 | | ※ 9 ○ | | ※25 | | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 未満 | | ※16 ○ | | ○ | | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0 | ※ 9 ○ | ※ 9 ○ | ※25 | ※25 | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 以上 | 以下 | ※16 ○ | ※16 ○ | ○ | ○ | |
| ○ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 | 0.25 | 1.0を | ※ 9 ○ | ※ 9 ○ | ※25 | ※50 | |
| ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 | 以上 | 超える | ※16 ○ | ※16 ○ | ○ | ○ | |
| ○注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ | | | | | ※25 | ※25 | |
| ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法 | | | | | ○ | ○ | |

| 工法 | 1箇所の面積(㎡) | 材料 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|
| ○ タイル部分張替え工法 | 0.25未満 | ※ ポリマーセメントモルタル | |
| | | ○ 変成シリコーン樹脂 | |
| | | ○ ウレタン樹脂 | |
| ○ タイル張替え工法 | | | |

**5 目地改修工法** (4.1.4) (4.5.16)

タイル張り仕上げ
- ○ 目地ひび割れ改修工法
- ○ 伸縮目地改修工法
  - 位置 ※ 改修標仕表4.5.1による ○ 図示
  - 寸法(幅×深さ)
    - ｺﾝｸﾘｰﾄ打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ 20mm以上×10mm以上 ○＿＿＿＿
    - その他 ※ 10mm以上×10mm以上 ○＿＿＿＿

**⑥ 樹脂注入工法** (4.2.2) (4.3.4)

建築補修用注入エポキシ樹脂 ※ 低粘度形 ○ 高粘度形

| ひび割れの幅 (mm) | 0.2～0.3未満 | 0.3～0.5未満 | 0.5～1.0以下 |
|---|---|---|---|
| 注入孔の間隔 (mm) | ２００程度 | ３００程度 | ３００程度 |
| 注入量 (CC/mm) | | | |

※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○手動式エポキシ樹脂注入工法
○機械式エポキシ樹脂注入工法

コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査
- ※ 行わない
- ○ 行う（ 抜取り個数 ※改修標示4.3.4(f)(ｉ)による ○＿＿＿＿）
  （ 抜取り部分の補修方法 ＿＿＿＿）

**⑦ Uカットシール材充填工法** (4.3.5)

シーリング材の上にポリマーセメントモルタル
○ 行う

**⑧ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ注入工法** (4.2.2)

アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)、呼び径4mm、全ネジ切り丸棒
○＿＿＿＿

**9 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ注入工法** (4.2.2)

注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)、呼び径外径6mm
○＿＿＿＿

**10 モルタル塗替え工法** (4.2.2) (4.4.9)

既製目地材 ○使用する（形状 ＿＿＿＿ ）
仕上げ厚又は全塗装厚が25mmを超える場合の処置
※図示 ○ ＿＿＿＿

**11 ﾀｲﾙ部分張替え工法及びﾀｲﾙ張替え工法** (4.2.2) (4.5.8)

| 施工箇所及びタイルの種別 | 形状寸法(mm) | 生地 | 釉薬 | 役物 | 色 | 耐凍害性 | 工法その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ○ 磁器<br>○ せっ器<br>○ 陶器 | ○ 無釉<br>○ 施釉 | ○ 有り<br>○ 無し | ※ 標準<br>○ 特注 | ○ 有り<br>○ 無し | |

- タイルの試験張り ※ 行わない ○ 行う
- タイルの見本焼き ※ 行わない ○ 行う
- 窓回りの固定 ※ する ○ しない
- 施工後の確認及び試験
  - 浮きの確認 ※ 全面打診による確認を行う
  - 接着力の試験 ※ 接着力試験機による接着力試験 を行う ○ 行わない
- ﾀｲﾙ張付用材料
  - 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ○＿＿＿＿

タイル張替え工法の伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置 ※改修標仕表4.5.1による ○図示

**12 窓下人研面台の補修**

○シール工法 （※仕上げ塗材は外壁仕上塗材の上塗り材とする。）
※塗膜防水 （※弾性ウレタン系 ○エポキシ系 ）

**⑬ 仕上塗材** (4.1.4) (4.2.2) (4.6.5)

● 薄付け仕上塗材 （ JIS A 6909 ）

| 種類（呼び名） | 仕上げ | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ○ 外装薄塗材Si | ○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 | 吹付け | |
| | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | |
| ○ 可とう型外装薄塗材Si | ○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 | 吹付け | |
| | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | |
| ● 外装薄塗材Ｅ | ● 砂壁状 ○ ゆず肌状 | 吹付け | |
| | ○ 平たん状 ○ 凹凸状 | こて塗 | |
| | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | |
| | ○ 着色骨材砂壁状 ○ こて | ○ 吹付 | |
| ○ 可とう形外装薄塗材Ｅ | ○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 | 吹付け | |
| | ○ 平たん状 ○ 凹凸状 | こて塗 | |
| | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | |
| ○ 防水形外装薄塗材Ｅ | ○ ゆず肌状 ○ さざ波状 | ローラー | |
| （ ○ 増塗材 ） | ○ 凹凸状 | 吹付け | |
| ○ 外装薄塗材Ｓ | 砂壁状 | 吹付け | |

○ 厚付け仕上塗材 （ JIS A 6909 ）

| 種類（呼び名） | 仕上げ | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ○ 外装厚塗材Ｃ | ○ 吹放し ○ 凸部処理 | 吹付け | |
| | ○ 平たん状 ○ 凹凸状 | こて塗 | |
| （ ○ 上塗材 ） | ○ ひき起し ○ かき落とし | | |
| ○ 外装厚塗材Si | ○ 吹放し ○ 凸部処理 | 吹付け | |
| ○ 外装厚塗材Ｅ | ○ 平たん状 ○ 凹凸状 | こて塗 | |
| （ ○ 上塗材 ） | ○ ひき起し | ローラー | |

○ 複層仕上塗材 （ JIS A 6909 ）

| 種類（呼び名） | 仕上げ | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ○ 複層塗材ＣＥ<br>○ 複層塗材Ｓｉ<br>○ 複層塗材Ｅ | ○ 凸部処理<br>○ 凹凸模様 | 吹付け | |
| ○ 複層塗材ＲＥ | ○ ゆず肌状 | ローラー | |
| ○ 可とう形複層塗材ＣＥ | ○ 凸部処理 ○ 凹凸模様 | 吹付け | |
| | ○ ゆず肌状 | ローラー | |
| ○ 複層塗材ＲＳ | ○ 凸部処理 ○ 凹凸模様 | 吹付け | |
| | ○ ゆず肌状 | ローラー | |
| ○ 防水形複層塗材ＣＥ<br>○ 防水形複層塗材Ｅ<br>○ 防水形複層塗材ＲＳ | ○ 凸部処理<br>○ 凹凸模様 | 吹付け<br>（○増塗材） | |
| ○ 防水型複層塗材ＲＥ | ○ ゆず肌状 | ローラー | |

- 複層仕上塗材の耐候性 ※ ３種 ○＿＿＿＿
- 複層仕上塗材の上塗材
  - 溶媒 ※ 水系 ○ 弱溶剤系 ○ 溶剤系
  - 樹脂 ※ アクリル系 ○
  - 外観 ※ つや有 ○ つやなし ○ メタリック
- 防水形複層仕上塗材の増塗 ※ 行わない ○ 行う

● 可とう形改修用仕上塗材 （ JIS A 6909 ）

| 種類（呼び名） | 仕上げ | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ● 可とう形改修塗材Ｅ | ○ 平たん状 | ローラー | |
| ○ 可とう形改修塗材ＲＥ | ○ さざ波状 | ローラー | |
| ○ 可とう形改修塗材ＣＥ | ● ゆず肌状 | 吹付け | |

防火材料の指定 ※ なし ○＿＿＿＿
下地補修後の打放しコンクリート壁面の仕上げ補修
※ 行う ○ 行わない
（参考工法 ：＿＿＿＿ 製造所 ：＿＿＿＿）

**⑭ 既存塗膜等の除去及び下地処理** (4.6.3) (4.6.4)

既存塗膜の除去方法 ※ 試験施行実施
- ○ サンダー工法
- ● 高圧水洗工法（試験施行実施） （ 加圧力 ○ 50～100Mpa ● 30～50Mpa ）
- ○ 塗膜はく離剤工法（製造所：＿＿＿＿）
- ○ 水洗い工法 （ ○ ﾃﾞｯｷﾌﾞﾗｼ ○ 高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ10～15pa ）

既存塗膜の除去範囲
※ 既存仕上げ面全体 ○既存壁面の（＿＿％） ○ 別図に示す範囲

下地処理
下地調整剤 ※セメント系下地調整剤（JIS A6916）
○ポリマーセメントモルタル
○防水形仕上塗材主材（JIS A6910(複層仕上塗材)）

**15 部分改修工法** (4.6.6)

仕上げ塗材の種類 ○ 薄付け仕上塗材
○厚付け仕上塗材又は複層仕上塗材
○ 防水形複層仕上塗材
○ マスチック塗材
施工箇所 ○ 別図に示す範囲 ○＿＿＿＿

## ⑤ 建具改修工事

**① 性能**

※「第１章 一般共通事項 4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

**② 施工数量調査** (1.5.2)

※行う（○建具金物 ○ガラス ○ガラス止め材 ○ ）
※施工に先立ち、施工数量調査報告書を監督職員に提出し承諾を得ること。
○ 行わない

**③ 改修工法** (5.1.3)

※かぶせ工法（カバー工法）
●撤去工法（○はつり工法 ○引き抜き工法）
新規金属製建具を設ける壁の開口方法
（図示による ）
新規金属製建具周囲の補修工法及び範囲
（図示による ）

**4 防火戸** (5.1.4)

※防火戸は建築基準法第２条第９号の２ロの規定に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする。
※防火戸の指定及び連動装置は別図（建具図）による。
※防火区画に用いる防火戸で通行の用に供するものは建築基準法施行令第112条第14項第一号ロによる。

**5 見本の製作等** (5.1.5) (5.1.6)

建具見本の製作 ○ 行う （建具番号＿＿＿＿）
特殊な建具の仮組 ○ 行う （建具番号＿＿＿＿）
○ブラインドボックス等の再使用 （＿＿＿＿）

**6 防犯建物部品** (5.1.7)

開口部の進入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」を適用する箇所
- ・ドア 適用箇所 （＿＿＿＿）
- ・サッシ 適用箇所 （＿＿＿＿）
- ・シャッター適用箇所 （＿＿＿＿）

**⑦ アルミニウム製建具** (5.2.2) ～(5.2.5)

外部に面するアルミニウム製建具の性能等級 （表5.2.1）

| 性能等級 | ※ Ａ種 | ○ Ｂ種 | ○ Ｃ種 |
|---|---|---|---|
| 耐風圧性 | ※ Ｓ－４ ○ | ※ Ｓ－５ ○ | ※ Ｓ－６ ○ |
| 気密性 | ※ Ａ－３ | ○ | ※ Ａ－４ ○ |
| 水密性 | ※ Ｗ－４ | ○ | ※ Ｗ－５ ○ |
| 枠見込み（mm） | ※ ７０ | ○１００ | ※ １００ ○ |

表面処理 （表5.2.2）

| 種別 | 施工箇所 |
|---|---|
| ● B-1種（無着色） | アリーナ・アーチ部 |
| ○ B-2種（着色） | |
| ○ | |
| ○ | |

- ○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級 ○ T-1 ○ T-2 ○ T-3 ）
- ○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級 ○ H-2 ○ H-3 ）
- ○ 耐震ドアセットの適用 （面内変形追随性の等級 ○ D-1 ○ D-2 ）
- ○ 水切り、ぜん板等 （ ）

※出入口のくつずりにステンレスを使用する場合は図示による。

**8 網戸** (16.2.3)
※公共建築工事標準仕様書(H22版)による。

防虫網 網の種別 ※ 合成樹脂製 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製
○ステンレス製（SUS316）
形式 ※ 外部可動式 ○ 固定式
線径、網目 ※0.25mm以上、16～18メッシュ ○＿＿＿＿

**9 鋼製建具** (5.3.2) ～(5.3.4)

外部に面する建具の耐風圧性 ○ Ｓ－４ ○ Ｓ－５ ○ Ｓ－６ （表5.2.1）
簡易気密扉の気密性、水密性 ※ 適用する ○ 適用しない （表5.3.1）
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級 ○ T-1 ○ T-2 ○ T-3 ）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級 ○ H-2 ○ H-3 ）
○ 耐震ドアセットの適用 （面内変形追従性の等級 ○ D-1 ○ D-2 ）
JISただし書き建具の寸法許容差（これ以外は標仕による）
※製造所標準製作規定寸法許容差による
鋼板 めっきの付着量（JIS G 3302）※Z12又はF12を満足させる ○＿＿＿＿
厚さ（mm） ※ 表5.3.2(片開き、親子開き及び両開き戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は除く）
○＿＿mm

**⑩ 鋼製軽量建具** (5.4.2) ～(5.4.4)

簡易気密扉の性能値 ※ 適用する（Ａ－３） ○ 適用しない
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級 ○ T-1 ○ T-2 ○ T-3 ）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級 ○ H-2 ○ H-3 ）
○ 耐震ドアセットの適用 （面内変形追従性の等級 ○ D-1 ○ D-2 ）
戸の鋼板 ※ 表面処理亜鉛メッキ鋼板 ○ ビニル被覆鋼板
○ カラー鋼板 ○ ステンレス鋼板
厚さ（mm） ※ 表5.4.1(片開き、親子開き及び両開き戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合は除く）
○＿＿mm

**11 ステンレス製建具** (5.5.2) ～(5.5.4)

外部に面する建具の耐風圧性 ○ Ｓ－４ ○ Ｓ－５ ○ Ｓ－６ （表5.2.1）
簡易気密扉の気密性、水密性 ※ 適用する ○ 適用しない （表5.3.1）
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級 ○ T-1 ○ T-2 ○ T-3 ）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級 ○ H-2 ○ H-3 ）
○ 耐震ドアセットの適用 （面内変形追従性の等級 ○ D-1 ○ D-2 ）
ステンレス鋼板 ※ JIS G 4305
ステンレス鋼板（屋外） ※ SUS304 ○ SUS430J1L
ステンレス鋼板（屋内） ※ SUS304 ○ SUS430J1L ○ SUS430
JISただし書き建具の寸法許容差
※製造所標準製作規定寸法許容差による
表面仕上げ ※ ＨＬ仕上げ ○ 鏡面仕上げ
曲げ加工 ※ 普通曲げ ○ 角出し曲げ

**⑫ 建具用金物** (5.6.2) ～(5.6.4)

マスターキーの製作
※ 作成する （＿＿グループ、各グループ＿＿個） ○ 作成しない

開き戸 （表5.6.1）

| 金物の種類 | 見え掛り部の材質 | その他 |
|---|---|---|
| ○ シリンダー箱錠 | ○ 握り玉：ｽﾃﾝﾚｽ<br>○ ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金,<br>（○ｽﾃﾝﾚｽ, ○黄銅 ） | ○ 取付位置<br>（ ） |
| ○ 本締り付きモノロック | ○ 握り玉：ｽﾃﾝﾚｽ | ○ 取付位置<br>（ ） |
| ○ 本締り錠 | ｼﾘﾝﾀﾞｰｶﾗｰ：ｽﾃﾝﾚｽ | |
| ○ 空錠 | ○ 握り玉：ｽﾃﾝﾚｽ<br>○ ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金,<br>（○ｽﾃﾝﾚｽ, ○黄銅 ） | ○ 取付位置<br>（ ） |
| ○ グレモン錠 | ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ:亜鉛合金,（○ｽﾃﾝﾚｽ ） | ○ 取付位置<br>（ ） |
| 点検口錠 | 亜鉛合金程度,（○ｽﾃﾝﾚｽ ） | |
| 丁番 | ｽﾃﾝﾚｽ,（○黄銅 ） | |
| ○ ピボットヒンジ | ｶﾊﾞｰ部:ｽﾃﾝﾚｽ,（○亜鉛合金 ） | 亜鉛合金は木製建具用のみ |
| 点検口軸吊りヒンジ | 建具製作所の仕様による。 | ○ 自閉装置付き |
| ○ フロアヒンジ | ｶﾊﾞｰ部：ｽﾃﾝﾚｽ,（本体は鋼 ） | ドアクローザー<br>○ 遅延閉り機能付き |
| ○ ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ(丁番型) | 鋼（焼付け塗装 ） | |
| ○ ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ(ﾋﾟﾎﾞｯﾄ型) | ｶﾊﾞｰ部：ｽﾃﾝﾚｽ,（本体は鋼 ） | |
| ● ドアクローザー | 本体：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金<br>ｱｰﾑ部：鋼（焼付け塗装 ） | |
| 閉鎖順位調整器 | ｽﾃﾝﾚｽ,（○鋼 ） | |
| ○ 押棒・押板 | （○ｽﾃﾝﾚｽ, ○黄銅, ○合成樹脂 ） | ○ 取付位置<br>（ ） |
| ● ｱｰﾑｽﾄｯﾊﾟｰ | 鋼（ｸﾛｰﾑめっき）,（○ｽﾃﾝﾚｽ ） | |
| ○ 戸当り | 亜鉛合金程度,（○ｽﾃﾝﾚｽ, ○黄銅 ） | ○ あおり止め付き |

引き戸 （表5.6.1）

| 金物の種類 | 見え掛り部の材質 | その他 |
|---|---|---|
| ○ クレセント | 建具製作所の仕様による。 | ○ 取付位置<br>（ ） |
| 引手類 | | 木製建具の場合:ｽﾃﾝﾚｽ<br>（○黄銅） |
| レール<br>（上吊りの場合を除く） | ステンレス,<br>（○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金 ○黄銅 ） | 黄銅は木製建具用のみ |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|

## 5 建具改修工事

**13 自動ﾄﾞｱ開閉装置** (5.7.2) ～(5.7.4)

(表5.7.3)

| 開閉方法 | センサの種類 | | その他 |
|---|---|---|---|
| ○スライディングドア 性能値 ※ 表5.7.1 ○ | ○ ﾏｯﾄｽｲｯﾁ | ○ ﾀｯﾁｽｲｯﾁ | 補助センサを併用する |
| | ○ 光線ｽｲｯﾁ | ○ 押しﾎﾞﾀﾝｽｲｯﾁ | |
| | ○ 熱線ｽｲｯﾁ | ○ ﾍﾟﾀﾞﾙｽｲｯﾁ | |
| ○スイングドア 性能値 ※ 表5.7.2 ○ | ○ 音波ｽｲｯﾁ | ○ 多機能便所ｽｲｯﾁ | |
| | ○ 光電ｽｲｯﾁ | | |
| | ○ 電波ｽｲｯﾁ | | |

凍結防止装置　○ 設ける　○ 設けない

**⑭ 自閉式上吊り引戸装置** (5.8.2) (5.8.3)

性能値等の区分 (表5.8.1)

| 適用戸の総質量(kg) | ●40以下 | ○40を越えるもの |
|---|---|---|
| 手動開き力(N) | ※15以下　○ | ※20以下　○ |
| 手動閉じ力(N) | ※15以下　○ | ※20以下　○ |

性能等 ＿＿＿＿
品質・規格 ＿＿＿＿

**15 重量シャッター** (5.9.2) ～ (5.9.4)

種　類　○一般重量シャッター　(ｼｬｯﾀｰｹｰｽ○設ける)　耐風圧強度（＿＿）
○外壁用防火シャッター(ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける)　耐風圧強度（＿＿）
○屋内用防火シャッター(ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける)
○屋内用防煙シャッター(ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける)
開閉方式　※ 上部電動式（手動併用）　○ 上部手動式
（電動式シャッターには保護装置を設ける。）
鋼板類の厚さは表5.9.2による

**16 軽量シャッター** (5.10.2) ～ (5.10.4)

開閉方式　○ 上部電動式（手動併用）　※ 手動式
（電動式シャッターには保護装置を設ける。）
スラットの材質　○ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板　○＿＿＿
○塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板
スラットの形状　○ インターロッキング形　○ ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形
耐風圧強度　（＿＿＿）
鋼板の厚さは表5.10.2による

**17 オーバーヘッドドア** (5.11.2) ～ (5.11.4)

セクション材　※ スチールタイプ　○ アルミニウムタイプ ○ ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ
開閉方式　※ バランス式　○ チェーン式　○ 電動式
（電動式には保護装置を設ける。）
収納形式　※ スタンダード型　○ ローヘッド型　○＿＿＿
○ ハイリフト型　○ バーチカル型
ガイドレール等　※ 溶融亜鉛めっき鋼板　○ ステンレス製SUS304
耐風圧性能　（＿＿＿）
部材の厚さは表5.11.1による

**⑱ ガラス** (5.12.2) ～ (5.12.4)

材料

| 種別 | 種類及び厚さによる種別 | 種別 | 種類及厚さによる種別 |
|---|---|---|---|
| ○ ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ | | ● 強化ガラス | 6.0mm |
| ○ 型板ガラス | | ○ 熱線吸収ｶﾞﾗｽ | |
| ○ 網入板ガラス | | ○ 複層ガラス | |
| ○ 線入板ガラス | | ○ 熱線反射ｶﾞﾗｽ | |
| ○ 合わせガラス | | ○ 倍強度ガラス | |
| ○ | | ○ | |

ガラス溝の大きさ (表5.12.1)

| 種別 | 面クリアランス | エッジクリアランス | 掛り代 |
|---|---|---|---|
| ● アルミニウム建具 | ※ 表5.12.1 | ※ 表5.12.1 | ※ 表5.12.1 |
| ○ 鋼製建具 | ○＿＿ | ○＿＿ | ○＿＿ |
| ○ ステンレス建具 | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

熱線反射ガラスの映像調査　○ 行わない　○ 行う　（＿＿＿）

**⑲ ガラスとめ材** (5.12.2)

| 建具の種類 | 材質 |
|---|---|
| アルミニウム製 | ※ シーリング材(SR-1)　○ ガスケット　○ グレイジングチャンネル |
| 鋼製・軽量鋼製・ステンレス製 | ※ シーリング材(SR-1)　○ パテ　※ １種　○ ２種 |
| 木製 | ※ パテ（木製用） |

※防火戸のガラスとめ材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
※防音仕様、断熱仕様及び耐震仕様については図示による。

**⑳ 木製建具** (16.6.2)
※公共建築工事標準仕様書(H22版)による。

建具材の含水率の種別　○ Ａ種　※ Ｂ種　○ Ｃ種
代用樹種の適用　※ 可　○ 不可
合板、ミディアムデンシティファイバーボード（MDF)及びパーティクルボード等の
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　JIS又はJASで定める　※Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿
製作に使用する接着剤のホルムアルデヒド等の放散量
ＪＩＳで定める　※Ｆ☆☆☆☆　○ 大臣認定品　○＿＿＿

**21 ガラスブロック** (5.12.5)

| 寸法（mm） | 厚さ（mm） | 色調 | パターン | 防火認定 |
|---|---|---|---|---|
| × | ○<br>○ 図示 | ○ クリア　○ ｶﾗｰ(　)<br>○ 乳白　○ 熱線反射 | | ※ なし<br>○ あり |

※品質規格はJIS A5212 による
※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定めること。

**22 ポリカーボネイト樹脂板**

種類 ＿＿＿＿
厚さ（mm）＿＿＿＿

## 6 内装改修工事

**① 接着剤**

木れんが、ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ、ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ、ｺﾞﾑ床ﾀｲﾙ、ｶｰﾍﾟｯﾄ、ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、ﾎﾞｰﾄﾞ類、合板、壁紙、タイルの接着に使用する接着剤
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　ＪＩＳで定める　※ F☆☆☆☆　○ 大臣認定品
ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ 含有量の少ない規格品
接着剤に含まれる可塑剤
（壁紙用）※ﾌﾀﾙ酸-ﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもので規格品
（木工用）※ﾌﾀﾙ酸-ﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもので規格品

**② 他の部分との取り合い等** (6.1.3)

既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁、床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
● 図示
○ 範囲　（＿＿＿）仕上げ　（＿＿＿）

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
● 図示
○ 範囲　（＿＿＿）仕上げ　（＿＿＿）

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま。
● 図示
○ 範囲　（＿＿＿）仕上げ　（＿＿＿）

**③ 既存床の撤去等** (6.2.2)

| 種別 | 工法 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ● ビニル床シート等<br>(○ 下地ﾓﾙﾀﾙの撤去　○ 図示　○＿＿) | ● 機械的除去工法<br>○ 目荒し工法 | ロビー兼卓球場 |
| ○ 合成樹脂塗床材 | | |
| ● フローリング張り床材 | ● 機械的除去工法<br>○ 目荒し工法 | アリーナ |
| ● 床タイル | ● 機械的除去工法<br>○ 目荒し工法 | 男女便所、多目的便所 |
| ○ 床組 | | |

コンクリート・モルタル面の下地処理
※仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は、監督職員と協議する。
改修後の床の清掃範囲
○ 改修棟全面　○ 改修室全面　○ 改修部分のみ　○ 別図に示す範囲

**④ 既存壁の撤去等** (6.3.2)

間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
※ 改修標仕6.3.2(a)(5)による　○＿＿＿

**⑤ 木下地等** (6.5.2) ～ (6.5.6)

表面仕上げの程度　○ Ａ種　※ Ｂ種　○ Ｃ種

含水率　構造材　※ Ａ種(20%以下)　○ Ｂ種(25%以下)
下地材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(20%以下)
造作材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(18%以下)

保存処理木材　○ 使用する（使用箇所＿＿＿）

品質の基準

| 構造材 | | | 下地材 | 造作材 |
|---|---|---|---|---|
| 柱（見掛り部） | 梁（見掛り部） | （見隠れ部） | | (表6.5.3) |
| ※ 上小節<br>○ | ※ 小節<br>○ | ※ 図示<br>○ | ※ 図示<br>○ | ※ Ａ種<br>○ Ｂ種 |

使用木材のうち杉、ひのきについては京都府内産木材とする。
※京都府内産木材の証明書を提出のこと
代用樹種　※可(表6.5.4)　（上記府内産木材の他特記されているものは不可）
○ 不可

○ 構造用集成材

| 使用箇所 | 強度等級 | 材面の品質 | 接着性能 | 樹種 | 寸法 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ○１種　※２種　○３種 | | | |

○ 構造用単板積層材

| 使用箇所 | 接着性能 | 曲げ性能 | 水平せん断性能 | 樹種名 | 厚さ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

○ 造作用集成材

| 使用箇所 | 見付材面の品質 | 樹種名 | 寸法 |
|---|---|---|---|
| | ※１等　○２等 | | |

○ 化粧ばり造作用集成材

| 使用箇所 | 見付材面の品質 | 心材樹種名（単一針葉樹） | 化粧樹種名 | 化粧板厚 | 寸法 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ※１等　○２等 | | | | |

○ 造作用単板積層材

| 使用箇所 | 表面の品質 | 防虫処理 | 厚さ |
|---|---|---|---|
| | ※天然木化粧加工　○塗装加工　○加工しない | | |

集成材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄの放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○＿＿＿
※非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用並びに非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料使用(単板積層材に限る)とする

床張り用合板
押入れ、物入れ等の床　※ 普通合板（国内産樹種表面材）
接着の程度　※ １類　○ ２類　板面の品質　※ 針葉樹　※ C-D
○ 広葉樹　○ １等　※ ２等
畳床下地材及びフローリング張り等の下地材
構造用合板(針葉樹)　接着の程度　※ １類２級　表面の品質　※ C-D
ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ15mm　曲げ強さ・接着剤の区分
○ １３Pﾀｲﾌﾟ又は13Mﾀｲﾌﾟ　○＿＿＿
合板類のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○＿＿＿
非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用　※ 使用する　○ 使用しない
ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ・MDFのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○＿＿＿

防腐、防蟻及び防虫処理
防腐剤の種類及び品質　（＿＿＿）
※木材保存剤（防腐、防蟻処理）は、ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ等を含有しない非有機ﾘﾝ系とする。
※木材保存剤（防腐、防蟻処理）にクレオソートは使用しない。
※処理の方法は工場における加圧とし、十分に乾燥を行う。ただし現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を2回塗布する。
防蟻処理 ※ 行う（範囲：　）　○ 行わない
防虫処理 ※ 行う（範囲：ラワン材等　○「製材の日本農林規格」による保存処理K1）
○ 行わない

**⑥ 軽量鉄骨天井下地** (6.6.2) ～ (6.6.4)

野縁等の種類　屋内　※ 19型　○ 25型 (表6.6.1)
屋外　○ 19型　※ 25型
屋外の野縁受け・吊りボルト・インサートの間隔(mm)　（＿＿＿）
屋外の周辺部の端からの寸法(mm)　（＿＿＿）
屋外の野縁の間隔(mm)　（＿＿＿）
屋外のはずれ留め補強　※ 有り　○ 無し

既存の埋込みインサートの使用　※ 再利用しない　○ 再利用する
あと施工アンカーの引抜き試験　○ 行う（　箇所以上、　N/箇所　）
● 行わない
吊りボルト間隔が900mmを超える場合の補強方法　※ 図示　○＿＿＿
天井下地材における耐震性を考慮した補強　○ 有り　○ 無し
屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強　○ 有り　○ 無し

**7 軽量鉄骨壁下地** (6.7.3)

スタッド、ランナー等の種類 (表6.7.1)
※表6.7.1におけるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた種類　○＿＿＿
スタッドの高さが5mを超える場合
※ 図示　○＿＿＿

**⑧ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り** (6.8.2)

● ビニル床シート

| 種類 | 記号 | 厚さ（mm） | 色柄 | 工法 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|---|
| ※ 発泡層のないもの | ※ ＮＣ | ※ 2.5 | ※ 無地 | ※ 熱溶接 | ※ 仕上表による |
| ○ 発泡層のあるもの | ○ | ○ | ○ マーブル | | |

○ ビニル床タイル

| 種類 | 記号 | 厚さ（mm） | 品質・規格 |
|---|---|---|---|
| ※コンポジションビニル床タイル（半硬質） | ＣＴ | ※ 2.0 | |
| ○コンポジションビニル床タイル（軟質） | ＣＴＳ | ○ 2.5 | |
| ○ホモジニアスビニル床タイル | ＨＴ | ○ | |

○ 帯電防止床タイル

| 種類 | 性能 | 厚さ (mm) |
|---|---|---|
| ○ 帯電防止床シート | ※ 体積抵抗値 $1.0 \times 10^{9}$ Ω以下 | |
| ○ 帯電防止床タイル | ○ | |

○ 誘導用、注意喚起用床材

| 種類 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) |
|---|---|---|
| ○ 塩化ビニル系 | ※ ３００mm角 | |
| ○ レジンコンクリート系 | ○ １５０mm角 | |
| ○ 磁器又はせっ器質タイル | ○ | |

○ 耐動荷重性床シート

| 種類 | 厚さ (mm) | 備考 |
|---|---|---|
| ○ | ○ | |
| ○ | ○ | |

● ビニル幅木

| 種類 | 寸法 (mm) | 厚さ (mm) |
|---|---|---|
| ● 軟質　○ 硬質 | ※ ６０　○ ７５　○ １００　○ | ※ 1.5　○ 2.0 |

○ ゴム床タイル張り

| 色柄 | 厚さ (mm) | 寸法 (mm) | 品質・規格 |
|---|---|---|---|
| | | | |

**9 カーペット敷き** (6.9.2) ～ (6.9.4)

○ 織じゅうたん

| 種別 | パイル形状 | 織り方 | 帯電性 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ○ 適用 | |

○ タフテッドカーペット

| パイル形状 | ﾊﾟｲﾙ長さ(mm) | 工法 | 帯電性 | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|
| | | ※ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法 | ○ 適用 | |

○ ニードルパンチカーペット

| 帯電性 | 厚さ(mm) | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ○ 適用 | | |

○ タイルカーペット

| 種別 | パイル形状 | 寸法(mm) | 総厚さ(mm) | 施工箇所 |
|---|---|---|---|---|
| ※ 1種 | ※ ループパイル | ※ 500×500 | ※ 6.5 | |

タイルカーペットの敷き方　平場部分　※ 市松敷き　○＿＿＿
階段部分　※ 模様流し　○＿＿＿

下敷き材　※JIS L 3204(反毛フェルト)の2号　呼び厚さ8mm
○＿＿＿
見切り、押さえ金物　材質、形状等　※ 図示
○＿＿＿

**10 合成樹脂塗床** (6.10.2) (6.10.3)

○ 弾性ウレタン樹脂系塗床材
※ 平滑仕上げ　○ 防滑仕上げ　○ つや消し仕上げ
塗厚（mm）○＿＿＿

○ エポキシ樹脂系塗床材
※ 薄膜流し展べ仕上げ　○ 厚膜流し展べ仕上げ（ ○ 平滑　○ 防滑 ）
○ 樹脂モルタル仕上げ（ ○ 平滑　○ 防滑 ）　○ 防滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○＿＿＿

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|

## 6 内装改修工事

### ⑪ フローリング張り (6.11.2)～(6.11.8)

単層フローリング (表6.11.1)(表6.11.2)

| 種別 | 樹種 | 厚さ(mm) | 下張り | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ○ フローリングボード | ※ なら ○ | ※15 ○ | ※ あり ○ なし | ○ 釘留め工法 ○ 接着工法 | |
| ○ フローリングブロック | ※ なら ○ | ※15 ○ | | ○ ﾓﾙﾀﾙ埋込工法 ○ 接着工法 | ○ 防水処理足金物付 |
| ○ モザイクパーケット | ○ | ○ | | ○ 接着工法 | |

複層フローリング （ 種別 ● １種 ○ ２種 ○ ３種 ）

| 種別 | 樹種 | 厚さ(mm) | 下張り | 工法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ○ １×６タイプ<br>● フローリングボードタイプ<br>○ | ※ なら ● | ※15 ● | ※ あり ○ なし | ● 釘留め工法<br>● Ａ種 ○ Ｂ種<br>○ Ｃ種<br>○ 接着工法 | |

※下張りは合板張りによる。ただし、Ｃ種釘留め工法は下張りなしとする。

接着工法のフローリング裏面の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート ○＿＿＿＿

仕上げ塗装 ※ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形）Ｂ種 ○オイルステインの上ワックス塗り ○ 生地のままワックス塗り

フローリング材のホルムアルデヒドの放散量

- JIS又はJASで定める ※ F☆☆☆☆ ○ F☆☆☆ ○
- 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤の使用 ※ 使用する ○ 使用しない
- ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを発散しない塗料等の使用 ※ 使用する ○ 使用しない

### 12 畳敷き (6.12.2)

種別 ○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 ○ Ｄ種 (表6.12.1)

### ⑬ せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2)～(6.13.3)

種別 ※表6.13.1によるＪＩＳ規格品とする (表6.13.1)

| 種類 | 規格、厚さ (mm) 等 | | |
|---|---|---|---|
| ● せっこうボード(GB-R) | ※ 12.5(不燃) ○ 9.5(準不燃) | | |
| ○ 化粧せっこうボード(GB-D) | ○ 杉柾模様<br>○ トラバーチン模様<br>(軽鉄下地は専用のものとする) | ○ 12.5(不燃) | |
| ○ 不燃積層せっこうボード(GB-NC) | ○ トラバーチン模様<br>○ 模様なし | ※ 9.5(不燃) | |
| ○ シージングせっこうボード(GB-S) | ○ 15(不燃) ○ 12.5(準不燃) ※ 9.5(準不燃) | | |
| ● 強化せっこうボード(GB-F) | ○ 21(不燃) ● 15(不燃) ○ 12.5(不燃) | | |
| ○ ロックウール吸音ボード(RW-B) | ※ 25 ○ | | |
| ○ グラスウール吸音ボード(GW-B) | ※ 25 ○ | | |
| ○ 吸音あなあきせっこうボード(GB-P) | ○ 9.5(準不燃) | | |
| ○ ロックウール化粧吸音板(DR) | 内部用 | フラット | ○ 12(不燃) ※ 9(不燃) |
| | | 立体模様 | ○ 15(不燃) ※ 12(不燃) |
| | 軒天用 | フラット | ○ 12(不燃) ※ 9(不燃) |
| | | 立体模様 | ○ 15(不燃) ※ 12(不燃) |
| ● けい酸カルシウム板(0.8FK) | タイプ２（無石綿） ○ 8.0 ● 6.0 ○ | | |
| ● メラミン樹脂化粧板（化粧合板） | JIS K 6903 による ※ 1.2 ● 3.0 | | |
| ○ 難燃木毛セメント板 | ○ 30 ○ 25 ○ 20 ○ 15 | | |
| ○ 断熱木毛セメント板 | ○ 30 ○ 25 ○ 20 ○ 15 | | |
| ○ 普通合板 (※難燃処理○防煙処理) | 厚さ 接着の程度 表板樹種<br>表板の品質 防虫処理○行う | | |
| ○ 天然木化粧合板 (※難燃処理○防煙処理) | 厚さ 接着の程度<br>化粧板樹種 ○ なら ○ しおじ 防虫処理○行う | | |
| ○ 特殊加工化粧合板 (※難燃処理○防煙処理) | 厚さ 接着の程度 化粧加工の方法<br>表面性能 ○Ｆ ○FW ○W ○WS 防虫処理○行う | | |
| ○ その他下張り用合板 | | | |

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 (表3.7.1)
※ アクリル系シーリング ○ ジョイントコンパウンド

せっこうボードの目地処理 (表6.13.5)
● 継目処理 ○ 突付け ○ 目透かし

合板類の張付け (表6.13.3)
○ Ａ種 ※ Ｂ種

ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、MDF、合板、化粧合板等のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量
JASで定める ※ F☆☆☆☆ ○ F☆☆☆ ○＿＿＿＿

### 14 壁紙張り (6.14.2)～(6.14.3)

防火性能・品質・規格・施工箇所 ※ 図示による ○ 下表による

| 施行箇所 | 防火性能 | 品質・規格 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

壁紙のホルムアルデヒドの放散量
ＪＩＳで定める ※ F☆☆☆☆ ○ 大臣認定品 ○＿＿＿＿

下地調整
- モルタル及びプラスター面 ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 (表7.2.4)
- コンクリート面 ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 (表7.2.5)
- せっこうボード面 ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 (表7.2.7)

### ⑮ 天井廻り縁

材質 ○ アルミニウム製 ● 塩化ビニル製

### ⑯ モルタル塗り (6.15.2)～(6.15.6)

既製目地材
○ 適用する （形状＿＿＿＿）

床の目地
○ 設ける （工法 ※改修標仕6.15.6(b)(3)による ○＿＿＿＿）

### ⑰ タイル張り (6.16.2)～(6.16.5)

伸縮調整目地等
- 外壁及び床面 ※ 図示による ○＿＿＿＿
- 屋内壁面 ※ 図示による ○＿＿＿＿

施工後の確認及試験
- 浮きの確認 ※ 全面打診による確認を行う
- 接着力の試験 ※接着力試験機による接着力試験を行う ○ 行わない

タイルの種類

| 施工箇所及びタイルの種別 | 形状寸法(mm) | 生地 | 釉薬 | 役物 | 色 | 耐凍害性 | 工法その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 床 | 100×100 | ● 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器 | ○ 無釉 ● 施釉 | ○ 有り ● 無し | ※ 標準 ○ 特注 | ● 有り ○ 無し | 圧着張 |
| 壁 | 100×100 | ○ 磁器 ● 陶器 ○ せっ器 | ○ 無釉 ● 施釉 | ● 有り ○ 無し | ※ 標準 ○ 特注 | ● 有り ○ 無し | 圧着張 |
| 床 | 300×300<br>150×150 | ● 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器 | ● 無釉 ○ 施釉 | ○ 有り ● 無し | ※ 標準 ○ 特注 | ● 有り ○ 無し | ｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ張 |

- タイルの試験張り ※ 行わない ○ 行う
- タイルの見本焼き ※ 行わない ○ 行う
- 窓回りの固定 ※ 行わない ○ 行う

### 18 セルフレベリング材塗り (6.17.2)

※種類及び品質は表6.17.1による
○ 石こう系 ○ セメント系

厚さ（mm） ※ 10 ○ 15

## 7 塗装改修工事

### ① 塗装業者

● 日本塗装工業会の会員
● 監督職員の承諾する塗装業者

### ② 塗装材料 (7.1.3)

塗料のホルムアルデヒド等の放散量
ＪＩＳで定める ※ F☆☆☆☆ ○ F☆☆☆ ○＿＿＿＿

塗料のトルエン、キシレン、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ※ 含有量の少ない規格品

### ③ 下地調整 (7.2.2)～(7.2.7)

(表7.2.1)～(表7.2.7)

| 素地 | 種別 | 備考 |
|---|---|---|
| 木部 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | |
| 鉄鋼面 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | |
| 亜鉛めっき面 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | |
| モルタル及びプラスター面 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | ひび割れ部の補修 ○ 適用する ○ 適用しない |
| ｺﾝｸﾘｰﾄ面及びＡＬＣパネル面 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | ひび割れ部の補修 ○ 適用する ○ 適用しない |
| ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ面 | ○ ＲＡ種 ○ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | ひび割れ部の補修 ○ 適用する ○ 適用しない |
| 石こうボード及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面 | ○ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ○ ＲＣ種 | |

### ④ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3)

錆止め塗料の種別 (表7.3.1)～(表7.3.4)

| 塗面 | 種別 | 規格名称 | 屋外 | 屋内 | 塗料種類 | 塗装工程種別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鉄鋼面 | Ａ種 | ｼｱﾅﾐﾄﾞ鉛さび止め | ○ | ○ | ２種 | 新規鉄鋼面 見え掛り部分 ※A種 ○B種 ○C種 見え隠れ部分 ○A種 ※B種 ○C種 塗替え ○A種 ○B種 ※C種 | |
| | | 鉛・ｸﾛﾑﾌﾘｰさび止め | ○ | ○ | １種 | | |
| | Ｂ種 | 水系さび止め | － | ○ | － | | EP-G塗 |
| | | 鉛・ｸﾛﾑﾌﾘｰさび止め | － | ○ | ２種 | | |
| 亜鉛ﾒｯｷ面 | Ａ種 | 鉛酸ｶﾙｼｳﾑさび止め | ※ | ※ | － | ○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種(塗替え) | |
| | Ｂ種 | 変成ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ | ○ | ○ | － | | |
| | Ｃ種 | 水系さび止め | － | ○ | － | | EP-G塗 |

### ⑤ 塗装工程 (7.4.2)～(7.14.2)

工程の種別 (表7.4.1)～(表7.14.1)

| 記号 | 名称 | 種別 | | |
|---|---|---|---|---|
| ＳＯＰ | 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り | 木部 | 新規外部 | ※ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | | 新規内部 | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | | 塗替え | ○ Ａ種 ※ Ｂ種(外部の場合工程2,工程4は行わない) ○ Ｃ種 |
| | | 鉄鋼面 | | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | 亜鉛めっき面 | 鋼製建具塗替え | ※ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | | その他塗替え・新規 | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| ＣＬ | ｸﾘﾔﾗｯｶｰ塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 | | |
| ＦＥ | ﾌﾀﾙ酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り | 木部 | | 表7.6.1 |
| | | 鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面 | | 表7.6.2 |
| ＮＡＤ | ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散型塗料塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 | | |
| ＤＰ | 耐候性塗料塗り<br>上塗り塗料等級 ○（　　） | 鉄鋼面 | | ○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | 亜鉛めっき鋼面 | | ○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面 | | ○ A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種<br>○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種 |
| ＥＰ－Ｇ | つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り | ｺﾝｸﾘｰﾄ面,ﾌﾟﾗｽﾀｰ面,ﾓﾙﾀﾙ面,せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面,その他ﾎﾞｰﾄﾞ面 | | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種<br>しみ止め ○＿＿＿＿<br>※ しみ止めｼｰﾗｰ (B種及びC種の場合) |
| | | 木部 | 新規 | ※ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | | 塗替え | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | 鉄鋼面 | | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| | | 亜鉛めっき鋼面 | | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 |
| ＥＰ | 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種<br>しみ止め ○＿＿＿＿<br>※ しみ止めｼｰﾗｰ（B種及びC種の場合） | | |
| ＥＰ－Ｔ | 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 ○ Ｃ種 | | |
| ＵＣ | ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 | | |
| ＯＳ | ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り | 表7.13.1 | | |
| ＷＰ | 木材保護塗料塗り | ○ Ａ種 ※ Ｂ種 | | |

### 6 マスチック塗材塗り (7.15.2)

(表7.15.1)

| | 仕上塗りの種別 |
|---|---|
| ○ Ａ種 | ※つや有合成樹脂エマルションペイント |
| ○ Ｂ種 | ○ |

保証年限 ※７年（鉄面を除く）、３年（鉄面） ○＿＿年

※請負業者と塗装施工業者又は事業協同組合の連名による保証書を提出すること。

## 8-1 耐震補強工事（鉄筋工事）

### 1 鉄筋の種類 (8.2.1)

(表8.2.1)

| | 種類の記号 | 径 (mm) | 備考 |
|---|---|---|---|
| 異形鉄筋 | ※ＳＤ２９５Ａ | Ｄ１６以下 | |
| | ※ＳＤ３４５ | Ｄ１９以上 | |
| | ○ | | |

※ SD295AはＦｃ:21以上の場合、壁筋及びスラブ筋に適用する

### 2 溶接金網 (8.2.2)

網目の形状、寸法＿＿＿＿ 鉄線の径（mm）＿＿＿＿

### 3 鉄筋の継手 (8.3.4) (8.4.2)

| 部位 | 接合方法 | 径 (mm) | 重ね継手の長さ |
|---|---|---|---|
| ○<br>○ | ※ ガス圧接 ○ 重ね継手<br>○ 機械式接手 | Ｄ１９以上 | ※ 改修標仕 8.3.4(ｃ)による |
| ○ | ○ ガス圧接 ※ 重ね継手 | Ｄ１６以下 | ○ 別図表による |

○ 機械式接手 種類 ○（＿＿＿） 工法 ○（＿＿＿）
品質確認方法、修正方法等 ○（＿＿＿）

継手位置 ※ 構造図による ○（＿＿＿）
鉄筋先組工法の柱・梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合 ※ 構造図による

定着長さ 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さ
※ 構造図による ○（＿＿＿）

### 4 柱の帯筋 (8.3.4)

○ Ｈ型 ※ W-Ⅰ型 ○ W-Ⅱ型 ○ 図示

### 5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)

※かぶり厚さは目地底から算定する。
※耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

| 施工箇所等 | 最小かぶり厚さ (mm) |
|---|---|
| | |

特殊な鉄筋継手のあき ○（＿＿＿）

### 6 壁の配筋及び補強 (8.3.7)

※ 構造特記による

### 7 圧接完了後の試験 (8.3.8)

試験方法
※ 超音波探傷試験 ○ 引張試験

## 8-2 耐震補強工事（コンクリート工事）

### 1 コンクリートの強度 (8.1.3) (8.1.4)

レディーミクストコンクリートの類別 ※ Ⅰ類 ○ Ⅱ類

設計基準強度（Ｆc）

○ 普通コンクリート

| 打設部位 | | Ｆc(N/mm２) | スランプ(cm) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 構造体 | 基礎 | ※ ２１ ○ | ※ １５ ○１８ | |
| | 上部 | ※ ２１ ○ | ○ １５ ※１８ | |
| | | | | |

○ 軽量コンクリート

| 打設部位 | | Ｆc(N/mm２) | スランプ(cm) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 構造体 | 基礎 | ※ ２１ ○ | ※ １５ ○１８ | |
| | 上部 | ※ ２１ ○ | ○ １５ ※１８ | |
| | | | | |

※構造体コンクリートの発注強度は以下のとおりとする。
｛Ｆｃ ＋構造体強度補正値(S)｝N/mm２
（標仕6.14.1によるもの及び土間コンクリートは構造体強度補正は行わない）

### 2 普通ｺﾝｸﾘｰﾄの材料 (8.2.5)

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種
○高炉セメントのＢ種（施工箇所＿＿＿＿）
○ シリカセメント
○フライアッシュセメントのＢ種（施工箇所＿＿＿＿）

骨材
- 粗骨材 ※砂利(JIS A5308),砕石(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H
- 細骨材 ※砂(JIS A5308),砕砂(JIS A5005) ○ 高炉ｽﾗｸﾞ ○ 電気炉酸化ｽﾗｸﾞ ○ 銅ｽﾗｸﾞ ○ ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ ○ 再生骨材H

アルカリシリカ反応性による区分 ※ Ａ（無害） ○＿＿＿＿

混和材料
- 混和剤 ※AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤のⅠ種(JIS A6204)
- 混和材 ※ﾌﾗｲｱｯｼｭ(JIS A6201) Ⅰ種又はⅡ種

### 3 型枠（せき板） (8.1.4) (8.2.6)

合板の規格 ※「合板の日本農林規格」の「ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠用合板の規格」による合板 ○＿＿＿＿

合板の材種 ※広葉樹合板、針葉樹合板又はこれらの複合合板 ○＿＿＿＿

厚さ（mm） ※ １２ ○＿＿＿＿

打放し仕上げのせき板

※ 合板せき板を用いる場合 (表8.1.3)

| 種別 | 板面の品質 | 施工箇所 |
|---|---|---|
| ○ Ａ種 | ※8.2.6(b)(1) ○ | |
| ○ Ｂ種 | ※8.2.6(b)(2) ○ | |
| ○ Ｃ種 | ※8.2.6(b)(2) ○ | |

○合板せき板を用いない場合
せき板の種別＿＿＿＿
コンクリート面の仕上がり程度 ※8.1.4(d)(2)(ｉ)② ○＿＿＿＿

外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ ※ 図示 ○ ２０
シアコネクターとセパレーターの兼用 ○ 可 ○ 不可
スリーブに用いる材料 ○ 鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ つば付き鋼管

### 4 構造体強度補正値 (8.5.5)

※気温による構造体強度補正値（Ｓ） (表8.5.1)

| 予想平均気温 (℃) 普通 | 早強 | 補正値 (Ｔ) | 期間（打設日） 南部地域 | 中部地域 | 北部地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8以上 | 5以上 | ３ N/mm２ | 3/6 ～ 6/31<br>9/11～ 11/15 | 3/11～ 7/20<br>9/1 ～ 11/5 | 3/11～ 7/10<br>9/1 ～ 10/31 |
| 0以上 8未満 | 0以上 5未満 | ６ N/mm２ | 11/16～ 3/5 | 11/ 6～ 3/10 | 11/ 1～ 3/10 |

南部地域（京都市(一部を除く)、旧八木町、旧園部町以南の市町村）
北部地域（宮津市、旧加悦町以北の市町）
中部地域（上記以外の市町、旧美山町及び旧京北町を含む）

室内の工事における温度補正 ○ 行わない （適用箇所＿＿＿＿） ○ 行う

### 5 暑中におけるｺﾝｸﾘｰﾄの扱い (8.7.8)

※暑中における構造強度補正値（Ｓ） (表8.5.1)

| 地域 | 日平均気温が25度を超える期間（打設日） | 補正値 |
|---|---|---|
| 北部地域 | ７月１１日～８月３１日 | ※ ６Ｎ/mm2<br>○ ３Ｎ/mm2 |
| 中部地域 | ７月２１日～８月３１日 | |
| 南部地域 | ７月 １ 日～９月１０日 | |

### 6 寒中コンクリート

※予想平均気温が表8.5.1に示す予想平均気温未満の場合には標仕第６章第１２節（寒中コンクリート）による。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|

## 8-2 耐震補強工事（コンクリート工事）

**7 コンクリートの試験（8.8.2）～（8.8.6）**

※フレッシュコンクリートの試験
※コンクリートの強度試験
○材料試験
レディーミクストコンクリート施工の品質管理
※スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

**8 高い強度のコンクリート（8.9.3）（8.9.8）**

混和材料
混和剤　※AE減水剤標準形若しくは遅延形又は高性能AE減水剤標準形若しくは遅延形（JIS A 6204）
○＿＿＿＿＿＿

型枠の存置期間　○＿＿＿＿＿＿

**9 軽量コンクリート（8.10.1）**

常時土あるいは水に直接接する部分の使用　○可　○不可
種別　○1種　○2種
施工箇所　＿＿＿＿＿＿
所要気乾単位容積質量　（＿＿＿＿kg/m3　）

## 8-3 耐震補強工事（あと施工アンカー工事）

**1 あと施工アンカー（8.2.4）（8.11.2）**

○金属系アンカー
引張耐力　（＿＿＿＿＿）　せん断耐力　（＿＿＿＿＿）
径　（＿＿＿＿＿）　埋込み深さ　（＿＿＿＿＿）
セット方式　※本体打込み式　○＿＿＿＿＿
接合筋　種類　（＿＿＿＿）　長さ　（＿＿＿＿）
径　（＿＿＿＿）

○接着系アンカー
引張耐力　（＿＿＿＿＿）　せん断耐力　（＿＿＿＿＿）
種類　※カプセル型　○＿＿＿＿＿
アンカー筋　※改修標仕表8.2.1の異形棒鋼
径　（＿＿＿＿）　埋込み深さ　（＿＿＿＿＿）
新設壁内への定着長さ　（＿＿＿＿）

埋め込み配管等の探査
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　○図示
方法　※鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
○図示

**2 あと施工アンカーの試験（8.2.4）（8.11.5）**

性能確認試験　※行わない　○行う
施工確認試験　※行う（引張試験機による引張試験　確認強度　（＿＿＿）)
○行わない

## 8-4 耐震補強工事（鉄骨工事）

**1 鉄骨の製作工場（8.1.5）**

○監督職員の承諾する工場
※建築基準法第77条の56第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構（旧(社)全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（○S　○H　○M　○R　○J　）グレード」として、国土交通大臣から認定を受けた工場もしくは同等以上の能力のある工場

**2 施工管理技術者（8.1.5）**

※適用する　○適用しない

**3 鋼材の種別（8.2.7）**

| 種類の記号 | 使用箇所 | 規格等 |
|---|---|---|
| SS400 | | JIS G 3101 |
| SN400A | | JIS G 3106 |
| SM400A | | JIS G 3136 |
| | | |

**4 高力ボルト（8.2.8）（8.13.2）（8.13.7）**

ボルトの種別　※トルシア形高力ボルト（建築基準法の認定品）
セットの種類　○2種(S10T)
○JIS形高力ボルト（JIS B 1186）
セットの種類　○2種(S10T)
ボルト径　○＿＿＿＿＿

すべり係数試験　※行わない
○行う　試験方法等　○図示による

本締め　JIS型高力ボルトのナット回転法
ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量　○＿＿＿＿

**5 溶融亜鉛メッキ高力ボルト（8.2.8）**

セットの種類　○1種(F8T)
摩擦面の処理
○ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
○リン酸塩処理
すべり耐力等の確認方法　※すべり耐力試験
試験方法等　○図示による　○＿＿＿＿

**6 鉄骨の工作図（8.1.6）**

原寸図　○作成する　○作成しない
高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示による（図に無い場合は鉄骨設計基準による）

**7 仮組（8.12.9）**

○実施する　部位（＿＿＿＿＿＿）
○実施しない

**8 溶接作業者における技能資格者（8.14.3）**

溶接作業者の技量付加試験
※行わない
○行う
試験の要領　○図示による　○＿＿＿＿＿＿

**9 溶接接合（8.14.7）（8.14.11）**

開先の形状
○図示による　○構造関係共通図(鉄骨設計標準図)による
○＿＿＿＿＿＿
スカラップの形状
○図示による　○構造関係共通図(鉄骨設計標準図)による
○改良型スカラップ
エンドタブの切除する部分
※見え掛り部となる部分　○見え隠れ部となる部分
○切除する部分なし

**10 溶接部の試験（8.14.11）**

○浸透探傷試験（JIS Z 2343-1）
○磁粉探傷試験（JIS Z 2320-1）
※超音波探傷試験　工場溶接　平均出検品質限界(AOQL)　※4.0%　○2.5%
検査水準　※第6水準　○第　水準
現場溶接　平均出検品質限界(AOQL)　※4.0%　○2.5%

**11 耐火被覆（8.17.2）～（8.17.8）**

種別

| 種別 | 材料・工法 | 適用箇所（部位・部分） |
|---|---|---|
| ○耐火材吹付け | ○乾式吹付ロックウール<br>○半乾式吹付ロックウール<br>○湿式ロックウール<br>○ | |
| ○耐火板張り | ○繊維混入ケイ酸カルシウム板<br>○ | |
| ○耐火材巻付け | ○高断熱ロックウール<br>○ | |
| ○ラス張りモルタル塗り | - | |

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

| 性能 | 適用箇所（部位・部分） |
|---|---|
| ○30分耐火 | |
| ○1時間耐火 | |
| ○2時間耐火 | |
| ○3時間耐火 | |

**12 アンカーボルト（7.2.4）（7.10.3）**
※公共建築工事標準仕様書(H22版)による。

適用
○構造用アンカー
材質　○SNR400B　○（＿＿＿＿）
アンカーフレームの形状及び寸法
○図示による（　）○（＿＿＿＿）
○建方用アンカー
材質　○SS400
アンカーボルトの保持及び埋め込み方法
種別　○A種　○B種　○C種
柱底均しモルタルの厚さ　○50mm　○30mm

**13 柱底均しモルタル（7.2.9）**
※公共建築工事標準仕様書(H22版)による。

モルタルの種別
※無収縮モルタル　○（＿＿＿＿）

**14 錆止め塗料（7.3.2）（8.16.3）**

塗料の種別
○鉄鋼面の錆止め塗料
屋外　○改修標仕7.3.2表7.3.1　※A種
○（＿＿＿＿）
屋内　○改修標仕7.3.2表7.3.1　※A種　○B種
○（＿＿＿＿）
○亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料
○改修標仕7.3.2表7.3.1　※A種　○B種　○C種
○（＿＿＿＿）
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
○改修標仕7.3.2表7.3.1　※A種　○B種
○（＿＿＿＿）
耐火被覆材の接着する面への塗装
○行わない
○行う

## 8-5 耐震補強工事（グラウト）

**1 グラウト材（8.2.10）**

グラウト材
※早強型特殊セメント系無収縮モルタル
○
無収縮モルタルの調合
※製造所で調合されたプレミックスタイプ
○現場調合形
無収縮グラウト材の品質
圧縮強度（N/mm2）　※30以上　○＿＿＿＿
※一般部コンクリートと同等以上の強度(鉄筋コンクリート壁増設工事の壁部)
コンシステンシーJ14ロート値（秒）　※6～10　○＿＿＿＿
乾燥収縮（$10^{-4}$）　※0　○＿＿＿＿

※グラウト材の品質管理は次による
圧縮強度試験　※行う　○行わない
コンシステンシー試験　※行う　○行わない

**2 柱底等の均しモルタル（8.2.10）**

無収縮モルタル材　○使用する　○使用しない

## 8-6 耐震補強工事（現場打ちRC壁の増設工事）

**1 補強工法**

○新設耐震壁　○増打ち耐震壁　○開口部閉鎖壁　○新設袖壁
製造所及び専門業者
（＿＿＿＿＿＿）

**2 既存部分の撤去（8.19.2）**

既存仕上げの撤去範囲
※図示
○本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し既存構造体を露出させる。
設備機器・配管等の撤去及び移設　※図示　○＿＿＿＿
既存構造体の撤去範囲　※図示　○＿＿＿＿
はつりだされた鉄筋及び鉄骨の処置
※鉄筋は曲げることなく、必要に応じてウレタン等を巻き養生する。また鉄骨は発泡スチロール等で養生する。
○図示

**3 既存部分の処理（8.19.3）**

目荒しの程度
既存柱・梁
※平均深さ2～5mm(max：5mm)程度の凹面を全体の15～30%の面積となるよう全体にわたって付ける。
○図示
壁（増打ち壁増設の場合）
※平均深さ2～5mm(max：5mm)程度の凹面を全体の10～15%の面積となるよう全体にわたって付ける。
○図示

**4 鉄筋の加工及び組立て（8.19.6）**

割裂補強筋
※「スパイラル筋」又は「はしご筋(水平鉄筋と直行筋は溶接又は結束する)」
スパイラル筋は直径6mm以上とし、ピッチは40～60mmとする。
○図示
開口付増設壁の開口端部鉄筋及び増設そで壁の端部横筋
※ダブル配筋＝閉鎖型配筋、シングル配筋＝フック(3d)付き
○図示

**5 コンクリートの打込み工法（8.19.8）**

※流込み工法
○圧入工法

**6 既存構造体との取合い（8.19.9）**

※8.19.9の方法による他、以下に注意する
※開口周囲の既存壁をはつり、既存壁筋を露出させ、これに増設する壁筋をフレアー溶接又は重ね継ぎ手により接続する。
※開口周囲の既存壁にあと施工アンカーを打設し、これに増設する壁筋をフレアー溶接又は重ね継ぎ手により接続する。(壁が厚くW配筋の場合)
※開口打設部全てについてグラウト剤を注入する。(壁が薄い場合)
○図示

**7 仕上げ（8.19.10）**

※図示　○＿＿＿＿＿＿

## 8-7 耐震補強工事（鉄骨ブレース設置工事）

**1 補強工法**

○内側補強工法
○枠付き鉄骨K型ブレース　○枠付き鉄骨X型ブレース
○枠付き鉄骨頬杖付ブレース　○枠付き鉄骨マンサード型ブレース
○枠付き有開口鉄板パネル　○枠付き無開口鉄板パネル
製造所及び専門業者
（＿＿＿＿＿＿）
○外側補強工法
○枠付き鉄骨ブレース直付け工法　○枠付き鉄骨ブレース架構増設工法
製造所及び専門業者
（＿＿＿＿＿＿）

**2 既存部分の撤去（8.20.2）**

既存仕上げの撤去範囲
○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
既存構造体の撤去範囲　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
はつりだされた鉄筋及び鉄骨の処置
○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

**3 既存部分の処理（8.20.3）**

目荒しの程度
○図示　※本特記仕様書8-6-3による。

**4 既存構造体との取合い（8.20.7）**

割裂補強筋
※以下のスパイラル筋とし、鉄骨ブレース設置後、アンカー筋とスタッドを交互に縫うように全周にわたり整然と配置する。
直径6mm以上の鉄筋とし、ピッチは40～60mmの範囲でスタッド(アンカー)ピッチの1/3～1/6程度とする(箇所により内径が異なるので注意する)
○図示

**5 仕上げ（8.20.9）**

※図示　○＿＿＿＿＿＿

## 8-8 耐震補強工事（柱補強工事）

**1 補強工法**

○溶接金網巻き工法　○溶接閉鎖フープ巻き工法
○鋼板巻き工法　○帯板巻き工法
○連続繊維補強工法　○＿＿＿＿

**2 既存部分の撤去（8.21.2）**

既存仕上げの撤去範囲
※本特記仕様書8-6-2による他、下記による。
垂れ壁・腰壁を撤去する場合には、風圧力等による安全性を確認の上、30mmのスリットを残して補強を行う。
○図示
設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
既存構造体の撤去範囲　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
はつりだされた鉄筋及び鉄骨の処置
○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

**3 既存部分の処理（8.21.3）**

目荒し程度（連続繊維補強工法以外）
※平均深さ2～5mm(max：5mm)程度の凹面を全体の15～30%の面積となるよう全体にわたって付ける。
○図示
柱の成型（連続繊維補強工法）
※支障となる表面の不陸を調整し、コーナー部をグラインダー等により曲面に成型する。（※30R　○　）
○図示

**4 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法（8.21.5）**

柱頭のスリット　○設ける　○設けない
柱脚のスリット　○設ける　○設けない
打ち込むコンクリート又はグラウト材の厚さ　○＿＿＿＿mm
打込みの工法　○流込み工法　○圧入工法

**5 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法（8.21.6）**

鋼板の加工　○円形　○角形　○＿＿＿＿
柱頭のスリット　○設ける　○設けない
柱脚のスリット　○設ける　○設けない
柱脚スリットを設ける場合のモルタル剥落防止処理方法
○小口塞ぎ鉄板溶接　○鋼板曲げ加工
グラウト材
グラウト材の仕様　※本特記仕様書8-5-1による
○＿＿＿＿
グラウト材の厚さ　○20mm　○＿＿＿＿mm

---

| 訂正 | 月．日 | | 菅設計工務　1級建築士事務所<br>1級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二 | 作成　年　月　日<br>2013．03．25 | 承認 | 名称　大江山運動公園体育館改修工事 | 図面No.　A－06 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 発行 | 担当　製図 | 特記仕様書（6） | 縮尺　＿ |

## 8-8 耐震補強工事（柱補強工事）

### 6 連続繊維補強工法 (8.2.11) (8.21.7)

工法　※(財)建築防災協会の評価を受けた工法
　○

材料　※炭素繊維　○アラミド繊維　○ガラス繊維

性能 ＿＿＿＿

製造所 ＿＿＿＿

製品名 ＿＿＿＿

柱隅角部の面取りの大きさ　炭素繊維シート　※20mm以上　○＿＿＿＿
　アラミド繊維シート　※10mm以上　○＿＿＿＿

仕上げモルタルの除去　※構造躯体まで除去する　○ﾓﾙﾀﾙ除去は行わない

ひび割れ部改修　○行う（○樹脂注入工法　○Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法　○ｼｰﾙ工法　○＿＿＿＿）
　○行わない

炭素繊維の目付量　※図示　○＿＿＿＿

炭素繊維ｼｰﾄの巻数　※図示　○＿＿＿＿

引張り試験　※行う　判定基準（＿＿＿＿）
　○行わない

付着試験　※行う　判定基準（＿＿＿＿）
　○行わない

### 7 仕上げ (8.21.8)

※図示　○＿＿＿＿

## 8-9 耐震補強工事（耐震スリット）

### 1 耐震スリット新設工事 (8.22.2)

| 方向 | タイプ | 耐火性能 | 防水性能 |
|---|---|---|---|
| ○垂直方向 | ※完全（全貫通型）スリット | ○耐火型 | ○有り |
| ○水平方向 | ○せん断型部分スリット | ○非耐火型 | ○無し |
| | ○ | | |

品質・規格 ＿＿＿＿

既存仕上げの撤去範囲
　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

既存鉄筋の処理
　○はつり出し　○切断　○存置（部分スリット）

スリットの幅及び深さ　○図示　○＿＿＿＿

スリットの充填材
　耐火材の使用　○使用する　○使用しない
　　適用箇所　○図示
　遮音材の使用　○使用する　○使用しない
　　適用箇所　○図示

既存部分の撤去の補修
　※図示　○＿＿＿＿

## 8-10 耐震補強工事（免震改修）

### 1 既存部分の撤去 (8.23.5)

既存部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合の仕上げの撤去範囲
　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

既存構造体の撤去範囲　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

はつりだされた鉄筋及び鉄骨の処置
　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

### 2 既存部分の処理 (8.23.6)

既存部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合の目荒しの程度
　既存柱・梁
　　○図示　※本特記仕様書8-6-3による。
　壁（増打ち壁増設の場合）
　　○図示　※本特記仕様書8-6-3による。

### 3 支承材・減衰材 (8.23.7) (8.23.10)

○支承材
　材質＿＿＿＿　諸元＿＿＿＿

○減衰材
　材質＿＿＿＿　諸元＿＿＿＿

性能確認試験
　項目＿＿＿＿　数量＿＿＿＿

製品検査
　項目＿＿＿＿　内容＿＿＿＿
　判定基準＿＿＿＿　検査頻度＿＿＿＿

防錆処置＿＿＿＿

設置位置の寸法許容差＿＿＿＿

別置の支承材又は減衰材
　○使用しない
　○使用する　種類＿＿＿＿　形状＿＿＿＿　寸法＿＿＿＿
　　数量＿＿＿＿　設置条件＿＿＿＿

既存部分が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の場合
　割裂補強筋
　　※「スパイラル筋」又は「はしご筋（水平鉄筋と直行筋は溶接又は結束する）」
　　ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋は直径6mm以上とし、ﾋﾟｯﾁは40～60mmとする。
　　○図示

### 4 仕上げ (8.23.13)

※図示　○＿＿＿＿

### 5 耐火被覆 (8.23.14)

仕様＿＿＿＿

### 6 ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ (8.23.15)

仕様＿＿＿＿

工法＿＿＿＿

### 7 検査 (8.23.16)

項目＿＿＿＿　数量＿＿＿＿

### 8 維持管理要領 (8.23.17)

維持管理要領に記載する項目
　※維持管理の目的　※点検種別（○定期点検　○応急点検　○詳細点検）
　※点検の実施時期　※点検項目　※統括管理体制
　※点検・検査結果の保管　○＿＿＿＿

維持管理に必要な計測機器の設置
　○地震計　（仕様＿＿＿＿）
　○下げ振り　（仕様＿＿＿＿）
　○けがき板　（仕様＿＿＿＿）
　○別置き試験体　（仕様＿＿＿＿）
　○＿＿＿＿　（仕様＿＿＿＿）

## 8-11 耐震補強工事（制振改修）

### 1 既存部分の撤去 (8.24.2)

既存部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合
　既存仕上げの撤去範囲
　　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
　設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
　既存構造体の撤去範囲　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
　はつりだされた鉄筋及び鉄骨の処置
　　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。

既存部分が鉄骨造の場合
　既存仕上げの撤去範囲
　　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
　設備機器・配管等の撤去及び移設　○図示　※本特記仕様書8-6-2による。
　既存鉄骨の撤去
　　範囲　※図示　○＿＿＿＿
　　方法　※図示　○＿＿＿＿
　既存鉄骨の処置方法＿＿＿＿

### 2 既存部分の処理 (8.24.3)

既存部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合の目荒しの程度
　既存柱・梁
　　○図示　※本特記仕様書8-6-3による。
　壁（増打ち壁増設の場合）
　　○図示　※本特記仕様書8-6-3による。

### 3 減衰材 (8.24.4) (8.24.6)

減衰材
　材質＿＿＿＿　諸元＿＿＿＿

性能確認試験
　項目＿＿＿＿　数量＿＿＿＿

製品検査
　項目＿＿＿＿　内容＿＿＿＿
　判定基準＿＿＿＿　検査頻度＿＿＿＿

防錆処置＿＿＿＿

設置位置の寸法許容差＿＿＿＿

既存部分が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の場合
　割裂補強筋
　　※「スパイラル筋」又は「はしご筋（水平鉄筋と直行筋は溶接又は結束する）」
　　ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋は直径6mm以上とし、ﾋﾟｯﾁは40～60mmとする。
　　○図示

既存部分が鉄骨造の場合
　割裂補強筋
　　※以下のスパイラル筋とし、鉄骨ブレース設置後、アンカー筋とスタッドを交互に縫うように全周にわたり整然と配置する。
　　直径6mm以上の鉄筋とし、ピッチは40～60mmの範囲でスタッド（アンカー）ピッチの1/3～1/6程度とする（箇所により内径が異なるので注意する）
　　○図示

### 4 仕上げ (8.24.8)

※図示　○＿＿＿＿

### 5 検査 (8.24.9)

項目＿＿＿＿　数量＿＿＿＿

## ⑨ ユニット及びその他の工事

本章の項目及び特記事項の（　）内表示番号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（平成22年版）の該当項目、該当図又は該当表を示す。

### 1 家具、ﾕﾆｯﾄ等の揮発性有機化合物対策

収納家具その他ユニットに使用する材料で、合板、化粧合板、MDF等の
　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　JASで定める　※F☆☆☆☆　○F☆☆☆　○

収納家具その他ユニットに使用する合板等の接着剤
　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　JISで定める　※F☆☆☆☆　○F☆☆☆　○
　接着剤に含まれる可塑剤
　　※ﾌﾀﾙ酸-ﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもの　○

### 2 フリーアクセスフロア (20.2.2)

※建設技術評価制度「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」の技術評価を取得した製品とする。

○パネル構法

| 施工箇所 | 設定高さ（mm） | 地震時水平力 | 床仕上げ |
|---|---|---|---|
| | | ○1.0 G | ※タイルカーペット |
| | | ○0.6 G | ○帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ |

○溝構法

| 施工箇所 | 設定高さ（mm） | 地震時水平力 | 床仕上げ |
|---|---|---|---|
| | | ○1.0 G | ※タイルカーペット |
| | | ○0.6 G | ○帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ |

※表面仕上げ材の品質、規模等は、標仕１８章内装工事による。

スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　○図示

コンセント等の取付け　※製造所の標準仕様　（コンセント本体は別途設備工事）

配線用取出し用開口　※対応品又は工場加工品　（施工箇所は図示）

空調用吹出しパネル　○あり（※固定式　○可変式　施工箇所は図示）

### 3 可動間仕切 (20.2.3)

| 種類 | | | 遮音性 | ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具 |
|---|---|---|---|---|
| 構造形式 | 構成基材 | 表面仕上 | | 寸法・形状 |
| ※パネル式<br>○スタッド式<br>○ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 | | ※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付<br>○ | | |

### 4 移動間仕切 (20.2.4)

| パネル操作方法による種類 | パネル表面材・仕上 | パネル圧接装置の操作方法 | 遮音性能 |
|---|---|---|---|
| | | | |

あと施工アンカー　材質（　）　寸法（　）
　引抜耐力試験　※行う

### ⑤ トイレブース (20.2.5)

表面材　※メラミン樹脂系化粧板　○ポリエステル樹脂系化粧板
　（※標準色、アルミ製コーナーエッヂ付き）
　（○　）

脚部　※幅木型　○足金物型

ヒンジ　※グレビティーヒンジ

### 6 階段滑り止め (20.2.6)

材種　※ステンレス製（SUS304）　幅　※約３５mm

形状　※ビニルタイヤ入り　両端ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　※あり（※ビニル　○SUS304）

取付工法　※接着工法　○埋込み工法

### ⑦ 階段手すり

●ステンレス製（SUS304）　径　mm　※ＨＬ程度　○鏡面程度

○集成材クリアラッカー仕上げ　径　mm

○ビニル製ハンドレール　※丸型　径　mm　○平型　幅　mm

### 8 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

| | 種類 | 寸法（mm） | 色彩 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ○黒板 | ※焼付け<br>○ | | ※緑<br>○黒 | ○曲面<br>○スクリーン付引分け |
| ○ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ | ※ほうろう<br>○ | | ※白 | ○曲面<br>○スクリーン付引分け |

額縁金属　※アルミ製（表面処理の種別　※Ｂ－２　○Ｂ－１）

品質・規格 ＿＿＿＿

### ⑨ 鏡 (20.2.9)

厚さ（mm）　※５　○

### ⑩ 表示・標識 (20.2.10) (20.2.11)

衝突防止表示
　※図示　（市販品　※ステンレス製 径 30 mm　○　）
　○なし

法令に基づく表示
　※非常用進入口表示等は消防法に適合する市販品とし、その他は標準詳細図による。

室名札

| 厚さ(mm) | 材質 | 色 | 書体 | 印刷等の種類 | 取付け形式 |
|---|---|---|---|---|---|
| ※５ | ※アクリル板 | | ※角太ゴシック | ※シルク印刷 | ●平付型 |
| ○ | ○アルミ板 | | ○丸 | ○ | ○持出型 |

外国語表現　○行う（○英語　○　）

寸法（mm）　○50×250　○60×250　○図示

ピクトグラフ（便所、車いす、階段等）

| 厚さ(mm) | 材質 | 印刷等の種類 | 取付け形式 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ※５ | ○アクリル板 | ※シルク印刷 | ※平付型 | |
| ○ | ※アルミ板 | ○ | ○持出型 | |

寸法（mm）　○150×150　○図示

案内板（館内、各階、便所）

| 厚さ(mm) | 材質 | 色 | 書体 | 印刷等の種類 | 取付け形式 |
|---|---|---|---|---|---|
| ※５ | ※アクリル板 | | ※角太ゴシック | ※シルク印刷 | ○平付型 |
| ○ | ○アルミ板 | | ○丸 | ○ | ○持出型 |

外国語表現　○行う（○英語　○　）

寸法（mm）　○600×600　○100×600　○200×200　○図示

館名板等
　品質・規格 ＿＿＿＿

### ⑪ ブラインド (20.2.12)

| 形式 | スラットの材種 | 開閉方式 | スラットの幅（mm） |
|---|---|---|---|
| ※横形 | ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金　○ | ※ギヤ式　○コード式 | ※25　○35 |
| ○縦形 | ○ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ　○ｸﾛｽｽﾗｯﾄ | | ○80　※100 |

●アリーナアーチ部サッシ内側ブラインド脱着

### 12 ロールスクリーン (20.2.13)

操作方法　○スプリング式　○チェーン式

幅及び高さ

スクリーンの材種　○布製　○ガラス繊維製　○木製

品質・規格 ＿＿＿＿

### 13 カーテン (20.2.14)

(20.2.14)

| 取付箇所 | 形式：ｼﾝｸﾞﾙ | 形式：ﾀﾞﾌﾞﾙ | 形式：片引 | 形式：引分 | 開閉操作方法：電動 | 開閉操作方法：ひも引 | 開閉操作方法：手引 | カーテン用切れ地の種別・品質・特殊加工等 | ひだの種類 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

消防法で定める防炎性能の表示があるもの

### 14 カーテンレール (20.2.14)

材種　※アルミニウム製　○ステンレス製　○

形式　○片引き　○引分け（暗幕用は300 mm以上の召合せの重ね掛けとする。）

形状　○Ｃ型　○Ｄ型　○角型

### 15 ブラインドボックス カーテンボックス

○図示　○市販品（アルミニウム製　押出し型材）

仕様等　溝幅×深さ（mm）※90×150　○150×80　○120×80　○
　表面処理　○Ｃ－１（無着色）　○Ｃ－２（着色）

### 16 くつふきマット

材種　○塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製（SUS304）受枠）
　○硬質アルミニウム合金（受枠とも）　○ステンレス製（SUS304）（受枠とも）
　○ゴム製（ステンレス製（SUS304）受枠）

### 17 鋼製書架及び棚

品質・規格 ＿＿＿＿

### 18 収納家具（木製）

品質・規格 ＿＿＿＿

### 19 掲示板

| | 枠の材質 | 表面の材質 | 照明器具 | 施錠 | 品質・規格 |
|---|---|---|---|---|---|
| ○屋内 | ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（B-2）<br>○ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304） | | ― | ― | |
| ○屋外 | ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（B-2）<br>○ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304） | | ※あり<br>○なし | ※あり<br>○なし | |

### ⑳ カウンター

品質・規格　ポストフォーム

### 21 洗面カウンター

材種　○メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）○人工大理石（品質　図示）

奥行き（mm）　○約450　○約600　○

### 22 流し台ユニット

| 種類 | 部品寸法（mm） | 規格 | 仕様 |
|---|---|---|---|
| ○流し台 | | ○優良住宅部品 | トラップ付き |
| ○コンロ台 | | ○優良住宅部品 | バックガード有り |
| ○吊戸棚 | | ○優良住宅部品 | 高さ 約500 mm |
| ○水切り棚 | | ○優良住宅部品 | ステンレス製１段式 |
| ○ | | | |

### 23 非常用救助袋等

※垂直降下式緩下機は消防法に基づく国家検定に合格したものとする。

形式　○傾斜式　○垂直式

品質・規格 ＿＿＿＿

### 24 鍵箱

市販品　形式　※釣下式　○差込式
　（○30　○60　○120　○　）組用　（　）個

### 25 車止め

| 形式 | 材質 | 柱径・肉厚（mm） | 高さ（mm） |
|---|---|---|---|
| ※上下式鎖内蔵型 | ※ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304） | ※ $\phi$76.3 t=2.0 | ※GL+700 |
| （○ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ付き） | ○ | ○ $\phi$114.3 t=2.5 | ○GL+850 |

基礎　無筋コンクリート造３５０×３５０　H２５０程度

### 26 フェンス

| 表面仕上等 | 種類 | 門扉の仕様 |
|---|---|---|
| ※亜鉛めっき　○樹脂塗装 | ○ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ　○ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ | ○片開き |
| ○ビニル被覆　○ | ○ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ　○ | ○両開き |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
| --- | --- | --- |

## 10 排水工事

本章の項目及び特記事項の( )内表示番号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(平成22年版)の該当項目、該当図又は該当表を示す。

### 1 排水管 (21.2.1) (21.2.3)

| 材種 (表21.2.1) | 管の種類 | | 接合方法 | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○遠心力鉄筋コンクリート管 | ※外圧管(※1種 ○2種) | | ○ﾓﾙﾀﾙ | ○ゴム輪 |
| ○硬質塩化ビニル管 | ※ＶＰ | ○ＶＵ | ○接着 | ○ゴム輪 |
| | ○ＲＳ－ＶＰ | ○ＲＳ－ＶＵ | | |
| ○硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管継手 | ※ＤＶ | ○ＶＵ継手 | | |

### 2 側塊、排水桝及ふた (21.2.2)

○側塊の形状および寸法　※図示　○( )
○排水枡の種類　※図示　○( )
○鋼鉄製マンホールふたの種類

| 種類 | | 適用荷重 (安全荷量) | |
| --- | --- | --- | --- |
| ○水封形 | ○密閉形(ﾃｰﾊﾟｰ･ﾊﾟｯｷﾝ式) | ○T-2用 (5KN) | ○T-6用(115KN) |
| ○中蓋付密閉形 | ○簡易密閉形(ﾊﾟｯｷﾝ式) | ○T-20用 (50KN) | |

○グレーチングふた

| 種類 | 材質 | 形式 | 適用荷重 | タイプ | 上面形状 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○溝ふた用 | ○鋼製 | 受枠　※なし | ○歩行用 | ○普通目 | ○平形 |
| ○桝ふた用 | ○ｽﾃﾝﾚｽ製 | ○あり | ○T-2用 | ※細目 | ※凹凸形 |
| ○嵩上げ用 | ○鋳鉄製 | ○図示 | ○T-6用 | | |
| ○U字溝用 | ○樹脂製 | ボルト固定※なし | ○T-14用 | | |
| | | ○図示 | ○T-20用 | | |

### 3 コンクリート側溝 (22.9.2)

鉄筋コンクリートL形のJISによる呼び名　○250A　※250B　○
コンクリートL形のJISによる呼び名　○250A　※250B　○
鉄筋コンクリートU形のJISによる呼び名　○240　○300A　○360A　○
現場打ちコンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm2)　○18　○
地業の材料　標仕4.6.2(a)　○C-40　※RC-40

## 11 舗装工事

本章の項目及び特記事項の( )内表示番号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(平成22年版)の該当項目、該当図又は該当表を示す。

### 1 路床 (22.2.3) (22.2.5)

盛土に用いる材料　○Ａ種　※Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 (表3.2.1)
路床安定処理用材料　※添加材料による安定処理 (表22.2.2)
種類　○地盤改良材 ( )　○高炉ｾﾒﾝﾄＢ種
○普通ポルトランドセメント　○生石灰 特号　○生石灰 1号
○フライアッシュセメントＢ種　○消石灰 特号　○消石灰 1号
添加量 ( kg/m3)
路床土の支持力比(CBR)試験　○行う (※乱した土 ○乱さない土)
路床締固め度の試験　○行う　○行わない
砂の粒度試験　○行う　○行わない

### 2 路盤 (22.3.3) (22.3.5)

材料　※再生クラッシャラン (RC-40)
○クラッシャラン (C-40)　○ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞ (CS-40)
路盤締固め度の試験　○行う

### 3 アスファルト舗装 (22.4.2) ～(22.4.6)

| 舗装の種類 | 車道部基層 | カラー舗装の種類 |
| --- | --- | --- |
| ※アスファルト舗装 | ※ | ※顔料混入加熱アスファルト混合物 |

アスファルト　※再生アスファルト　○ストレートアスファルト

再生加熱アスファルト混合物の種類

| 区分 | ※一般地域 | ○寒冷地域 |
| --- | --- | --- |
| 表層 | ※密粒度アスファルト混合物 (13) | ※密粒度アスファルト混合物 (13F) |
| | ○細粒度アスファルト混合物 (13) | ○細粒度アスファルト混合物 (13F) |
| 基層 | ※粗粒度アスファルト混合物 (20) | |

シールコート　※行わない　○行う (施工範囲 )
アスファルト混合物の抽出試験　○行う　※行わない
アスファルト締固め度、厚さの試験　※行う　○行わない

### 4 コンクリート舗装 (22.5.2) ～(22.5.6)

早強セメント　※使用しない　○使用する
注入材料　※低弾性タイプ　○高弾性タイプ
コンクリート版厚さの試験　○行う　※行わない

### 5 カラー塗装 (22.6.3) ～(22.6.6)

| 種類 | 部位 | 配合その他 |
| --- | --- | --- |
| ※加熱系ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物<br>添加剤　○着色骨材　○自然石<br>結合材　○ｱｽﾌｧﾙﾄ　○石油樹脂 (添加量 )<br>ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等の抽出試験<br>○適用する　※適用しない<br>車道部の基層<br>○適用する　※適用しない | ○車道部<br>○歩道部 | |
| ○常温系樹脂系混合物 | | |
| ○常温系ニート工法 | | |
| ○常温系塗布工法 | | |

### 6 透水性舗装 (22.7.3) ～(22.7.6)

アスファルト　車道部　※ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅠ型　○
歩道部　※ストレートアスファルト　○
フィルタ層の厚さ　※車道部150mm、歩道部50mm　○
透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　○行う　※行わない
舗装厚さの試験　※行う　○行わない

### 7 排水性舗装 (22.8.3) ～(22.8.6)

アスファルト　○ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅠ型　※改質アスファルトⅡ型
アスファルト混合物の抽出試験　○行う　※行わない
舗装厚さの試験　※行う　○行わない

### 8 ブロック系舗装 (22.9.3)

○コンクリート平板舗装

| 種類 | | | 寸法(mm) | 厚さ(mm) | 目地 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※普通平板(N) | ○カラー平板(C) | | ※300角 | ※60 | ※砂 |
| ○洗出平板(W) | ○擬石(S) | ○ | ○ | ○ | ○モルタル |

品質・規格

○インターロッキングブロック舗装

| 種類 | | 厚さ(mm) | 色彩及び表面加工等 |
| --- | --- | --- | --- |
| ※標準ブロック | ○京ｴｺﾚﾝｶﾞ | 車道部 ※80 ○ | ※標準品 |
| ○透水性ブロック | | 歩道部 ※60 ○80 | ○ |
| ○植生ブロック | | ○60 ※80 ○100 | ○ |

品質・規格

○舗石舗装

| 種類 | 厚さ(mm) | 工法 | 規格品 |
| --- | --- | --- | --- |
| ※小舗石 (花崗岩) | ※80～100 | ※うろこ張り | ※2等品 |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

品質・規格

### 9 縁石 (22.10.2)

歩車道境界ブロックのJISによる呼び名　※Ａ　○
地先境界ブロックのJISによる呼び名　○Ａ　○Ｃ　○
砂利地業の厚さ　※100mm　○

### 10 砂利敷き (22.11.1) (22.11.2)

通路　※Ａ種　○Ｂ種
建物周囲その他　○Ａ種　※Ｂ種
※下敷きの使用材料は再生クラッシャランとする

### 11 白線引き

種類　○溶融式　○ペイント式　幅(cm) ○15　○

## 12 環境配慮改修工事

### 1 一般事項 (9.1.1)

○アスベスト含有吹付け材処理工事
○除去工法 ( )
○封じ込め工法 ( )
○囲い込み工法 ( )
○アスベスト含有保温材処理工事
○アスベスト含有成型板処理工事

### 2 施工調査等 (9.1.1)

施工調査
○行う
アスベストの処理に当たり、あらかじめ事前の施工調査を下記により行い、結果を図面により監督職員に提出する。
調査箇所　※図示　○
調査事項
※アスベスト使用部位の確認
※アスベスト層の厚さの確認
※施工範囲と工事管理区分の確認
※更衣施設等の仮設計画
※廃棄物等の搬出方法
○行わない

アスベスト含有分析
○行う (分析結果を監督職員に提出する)
※JIS A 1481に基づくこと

| 材料名 | 定性分析 | 定量分析 |
| --- | --- | --- |
| | ○ (試料数 ) | ○ (試料数 ) |
| | ○ (試料数 ) | ○ (試料数 ) |
| | ○ (試料数 ) | ○ (試料数 ) |
| | ○ (試料数 ) | ○ (試料数 ) |

○行わない

### 3 アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1)

○行う

| 測定時期 | 測定場所 | 測定点(各施工箇所ごと) | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 処理作業前 | 処理作業室内 | ○1点 ○2点 ○3点 ○ 点 | |
| | 調査対象室外部付近 | ○1点 ○2点 ○ 点 | |
| 処理作業中 | 処理作業室内 | ○1点 ○2点 ○3点 ○ 点 | |
| | 負圧粉じん装置の排出吹き出し口 | 吹出し風速1m/秒以下の位置 各 ○1点 ○2点 ○3点 | |
| | 処理作業室外 | ○1点 ○2点 ○3点 ○ 点 | |
| 処理作業後 | 処理作業室内 | ○1点 ○2点 ○ 点 | ｼｰﾄ養生中 |
| 処理作業後 | 処理作業室内 | ○1点 ○2点 ○3点 ○ 点 | ｼｰﾄ撤去後 |
| | 調査対象室外部付近 | ○1点 ○2点 ○ 点 | 1週間以降 |

※周囲の状況等により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。
○行わない

測定機関　※(社)日本作業環境測定協会による「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関」とする。
○

報告書提出部数　※ 3部　○____部

### 4 アスベスト含有吹付け材の除去 (9.1.3)

施工業者
※工事に相応した技術を有することを証明する資料をあらかじめ提出すること。
○「吹付ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん飛散防止処理技術」について(財)日本建築ｾﾝﾀｰの建設技術審査証明事業による建築物等の施工技術及び保全技術の審査証明を取得した工法の施工業者等。

処理を行う範囲
※図示 (仕上げ表による 床・壁・天井毎に種別を確認)
○全ての室　○ ( )

除去工法
※改修標仕9.1.3(b)(1)による
○

除去物の処理方法
※密封処理 (二重袋梱包)
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機、除じん機フィルタ等についても密封処理とする。
○セメント固化
○溶融固化
除去物等の保管
※他の内装材等と分別して保管する。
※飛散防止措置を講ずる。
※アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。

### 5 アスベスト含有保温材の除去 (9.1.4)

処理を行う範囲
※図示
○

作業場の隔離
※養生シート等により区画する。
※掻き落とし・破砕・切断により除去する場合は改修標仕9.1.3(a)による隔離とする
○

### 6 アスベスト含有成形板の除去 (9.1.5)

処理を行う範囲
※図示
○

作業場の隔離
※養生シート等により区画する。
※掻き落とし・破砕・切断により除去する場合は改修標仕9.1.3(a)による隔離とする
○

処理を行うアスベスト成形板の仕様

| 種類 | 厚さ(mm) | 種類 | 厚さ(mm) |
| --- | --- | --- | --- |
| ○化粧石膏ボード | ○9.5 | ○石綿ロックウール | ○ |
| ○ビニル床タイル | ○2.0 | ○石綿スレート(外装・内装) | ○ |
| ○石綿保温材 | ○ | ○押出成形セメント板 | ○ |
| ○けいそう土保温材 | ○ | ○化粧石綿セメント板 | ○ |
| ○塩基性炭酸マグネシウム保温材 | ○ | ○石綿セメントけい酸ｶﾙｼｳﾑ板 | ○ |
| ○けい酸カルシウム保温材 | ○ | ○化粧石綿ｾﾒﾝﾄけい酸ｶﾙｼｳﾑ板 | ○ |
| ○親水性パーライト保温材 | ○ | ○吸音穴あき石綿セメント板 | ○ |
| ○繊維混入けい酸カルシウム板 | ○ | ○ | ○ |

### 7 外断熱改修工事 (9.3.2) ～(9.3.4)

断熱材　厚さ(mm) ○____
材質　○ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材　○押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材A種
○ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材 F☆☆☆☆　○ロックウール
○グラスウール
外装材　○適用する (種類____防火性能____)
○適用しない
既存外壁　○仕上げ材の撤去 ( )
○下地面の清掃 ( )
○下地の欠損部の改修 (4.1.4[外壁改修工法の種類]による )

施工　※断熱材製造所の仕様による　○( )
通気層　○有 (厚さ mm)　○無
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
○( )

### 8 断熱・防露改修工事 (9.5.2) ～(9.5.3)

| | 材料 | | その他 |
| --- | --- | --- | --- |
| 断熱材打込み工法 | ○ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材<br>○押出型ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材<br>○硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材A種<br>○ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材<br>(※ F☆☆☆☆ ○ ) | JIS A 9511 | 断熱材厚さ○____mm<br>接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量<br>※F☆☆☆☆<br>○____ |
| 断熱材現場発泡工法 | ※ Ａ種1 ○____<br>(難燃性を有するものとする) | JIS A 9526 | 吹付け厚さ○____mm |

### 9 屋上緑化 (9.6.2) ～(9.6.4)

※屋上緑化軽量ｼｽﾃﾑ
樹木の種類、寸法、数量等　※図示による　○下表による

| 種類 | 寸法 | 数量 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | | |
| | | | |

芝・地被類の種類
※図示による
○こうらい芝 (※目地張り ○ )
○野芝 (※目地張り ○ )
○セダム類 (○カット ○ふるい ○プラグ苗 ○ )

新植芝及び地被類の枯補償　※引渡しの日から1年　○引渡しの日から____年
かん水装置　○設置する ( )
○設置しない
既存保護層の撤去　○行う (工法は3.2.3[既存保護層等の撤去]による)
○行わない
見切り材　○( )
舗装材　○( )
水抜き管　○( )
ﾏﾙﾁﾝｸﾞ材　○( )

支柱材　(23.3.2)による

| 訂正 | 月.日 | |
| --- | --- | --- |
| | . | |
| | . | |
| | . | |

菅設計工務　1級建築士事務所
1級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二

| 作成 年 月 日 | 承認 | | 名称 | | 図面No. |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2013. 03. 25 | | | 大江山運動公園体育館改修工事 | | A－08 |
| 発行 . . | 担当 | 製図 | 特記仕様書(8) | 縮尺 － | |

## 1．工事名称 その他

| | |
|---|---|
| 工事名称 | 大江山運動公園体育館改修工事 |
| 建築主<br>住所氏名 | 郵便番号 ６２９－２２９２　京都府与謝郡与謝野町字岩滝１７９８番地１<br>与謝野町長　太田 貴美　℡ ０７７２－４６－３００１ |
| 建物用途 | 町立体育館 |
| 建設地 | （地名地番）<br>京都府与謝郡与謝野町字滝８８１番地１ |
| 工事種別 | 大規模模様替 |
| 用途地域 | 指定なし |
| 防火地域 | 指定なし |
| その他の地域地区 | 都市計画区域外 |
| 工期 | （着工）平成 ２５年　月　日　（竣工）平成 ２５年　月　日 |
| 敷地面積 | （公簿面積）<br>（実測面積）　５，２９８．８８㎡　（１，６０２．９１坪） |
| | |
| | |

## 2．構造規模

| | 体育館棟（既存建物） | － | － |
|---|---|---|---|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造・屋根鉄骨造 | － | － |
| 構造形式 | Ｘ方向・Ｙ方向共ラーメン架構 | － | － |
| 基礎 | 直接基礎（独立フーチング、連続基礎） | － | － |
| 増築予定 | （なし） | － | － |
| 階数 | 地上１階、地下（－）・塔屋（－） | － | － |
| 最高の高さ | 設計ＧＬ＋１７．６３５ｍ | － | － |
| 軒高 | 設計ＧＬ＋１１．５００ｍ | － | － |
| その他 | － | － | － |

## 3．面積

| | 体育館棟（既存建物） | － | － |
|---|---|---|---|
| 建築面積 | １．５３７．００㎡ | － | － |
| 延べ面積 | １．４９４．２０㎡　（４５２．００坪） | － | － |

## 4．外部仕上

| 項目 | 部位 | 現況･改修の別 | 仕上・仕様 |
|---|---|---|---|
| 屋根 | （アリーナ体育館屋根） | （現況） | ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ瓦棒葺 t=0.4　防水仕様：ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 22kg<br>野地板：木毛ｾﾒﾝﾄ板 t=30 |
| | | （改修） | 金属板瓦棒葺ｶﾊﾞｰ工法　ﾌｯ素樹脂塗装GL鋼板 t=0.5（断熱緩衝材ﾎﾟﾘﾌｫｰﾑ t=0.4）<br>ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ：改修仕様 最大荷重4250N/㎡、ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ強度 最大荷重10000Pmax(N)<br>雪止ｱﾝｸﾞﾙ金物２列配置 亜鉛ﾒｯｷ品 L-50×50×4 、雪止金具：亜鉛ﾒｯｷ品@420 |
| | （その他） | （現況） | ｱﾘｰﾅ体育館内樋部：ﾆｯﾍﾟﾋﾞｯｸｻﾝRB-6工法　（平成9年6月改修時）<br>低層部：ﾊﾟﾈｺｰﾄﾍﾞｰｽSR工法･通気複合防水工法　（平成9年6月改修時） |
| | | （改修） | 塩ﾋﾞ樹脂系ｼｰﾄ防水t=1.5　露出、機械的固定工法　国交省公共建築改修工事標準仕様書S-M2工法<br>立上り断熱材充填　押出発泡ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ<br>改修用竪型ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ、横引ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ |
| 外壁 | （共通） | （現況） | （一般外壁）：一液形水性ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料なみがた模様仕上　（平成9年6月改修時）<br>（Ｒ部外壁）：一液形水性ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料ゆず肌模様仕上　（平成9年6月改修時） |
| | | （改修） | （一般外壁）：可とう形改修塗材Ｅ（一液反応硬化形水系ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料ゆず肌模様仕上<br>：既存塗膜除去（水洗工法）、ひび割れ部･浮き部・欠損部改修（別図参照）<br>（Ｒ部外壁）：可とう形改修塗材Ｅ（一液反応硬化形水系ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料ゆず肌模様仕上<br>：既存塗膜除去（水洗工法） |
| 開口部 | （共通） | （現況） | （一般開口部）：ｱﾙﾐｻｯｼ、ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ<br>（ｱﾘｰﾅ南北面上部妻面）：ｽﾁｰﾙｻｯｼ |
| | | （改修） | （一般開口部）：ｱﾙﾐｻｯｼ、ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ、不具合部分改修（別図参照）<br>開口部廻ﾘｼｰﾘﾝｸﾞ打替：変成ｼﾘｺｰﾝ系<br>（ｱﾘｰﾅ南北面上部妻面）：ｱﾙﾐｻｯｼ取替<br>開口部廻ﾘｼｰﾘﾝｸﾞ打替：変成ｼﾘｺｰﾝ系 |

## 5．外部金物（改修）

| 項目 | 部位 | 仕上・仕様 |
|---|---|---|
| 竪樋 | （共通） | 既設硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製125φ既存塗膜除去/上SOP塗、下端100程度切除/上･樋内部洗浄<br>既設硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ製100φ、75φ既存塗膜除去/上SOP塗 |
| タラップ | （東、西面） | 既設ﾀﾗｯﾌﾟ　安全ｶﾞｰﾄﾞ ｽﾃﾝﾚｽ製L=10,500取付　安全ｶﾞｰﾄﾞ（後付型）㈱新協和 SK-700G-AT 同等品 |
| 庇 | （器具庫Ａ） | 既製品庇　ｱﾙﾐ製L=2,500 × D=500 YKK AP㈱ ｺﾝﾊﾞｲｻﾞｰ同等品 |
| スロープ手摺 | （ｱﾌﾟﾛｰﾁ部分） | 新設手摺 L=7800×H=850：ｽﾃﾝﾚｽHL 42.7φ t=1.5、支柱：ｽﾃﾝﾚｽHL 34φ t=1.5 |
| 階段手摺 | （ｱﾌﾟﾛｰﾁ部分） | 新設手摺 L=2350×H=800：ｽﾃﾝﾚｽHL 42.7φ t=1.5、支柱：ｽﾃﾝﾚｽHL 34φ t=1.5 |
| 段差手摺 | （玄関部分） | 新設手摺 L=1700×H=750：ｽﾃﾝﾚｽHL 42.7φ t=1.5、支柱：ｽﾃﾝﾚｽHL 34φ t=1.5 |
| 丸環 | （アリーナ体育館屋根） | 既存塗膜除去/上SOP塗 |
| 吊フック | （アリーナ体育館屋根） | 既存塗膜除去/上SOP塗 |
| その他 | （共通） | |

## 6．その他の工事範囲

| 種別 | 有 含む | 有 別途 | 備考 | 種別 | 有 含む | 有 別途 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 外構 | | | | 電気設備 | ○ | | 配管、配線 |
| | | | | 給排水衛生設備 | ○ | | |
| | | | | 給湯設備 | | | |
| | | | | ガス設備 | | | |
| 工作物その他 | | | | 冷暖房設備 | ○ | | |
| | | | | 換気設備 | ○ | | |
| | | | | 電話設備 | ○ | | ｲﾝﾄﾗﾈｯﾄ設備 |
| 付属備品 | | | | 消火設備 | | | 消火器 |
| | | | | 誘導灯設備 | ○ | | |
| | | | | 自火報設備 | | | |
| その他 | | | | 非常用照明 | ○ | | |
| | | | | 浄化槽 | | | |

| 訂正 | 月．日 | | 菅設計工務　１級建築士事務所<br>１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二 | 作成 年 月 日<br>２０１３．０３．２５ | 承認 | 名称 大江山運動公園体育館改修工事 | 図面№ A－０９ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ． | | | 発行 | 担当 / 製図 | 設計概要・外部仕上表 | 縮尺 － |
| | ． | | | | | | |
| | ． | | | | | | |

特記事項

1）床材：ビニール床シート接着剤はエポキシ系（Ｆ☆☆☆☆品）とする
2）天井軽鉄下地の部分：屋内は１９型とする
3）設備機器による壁、天井開口補強は建築工事とする
4）
5）
6）
7）
8）

凡例

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ＳＯＰ | 合成樹脂調合ペイント塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 | ＡＥ | アクリルエナメル塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 |
| ＦＥ | フタル酸エナメル塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 | ＥＰ－Ｇ | つや有合成樹脂系エマルションペイント塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 |
| ＯＳ | オイルステイン塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 | | | |
| ＯＳＣＬ | オイルステインクリアラッカー塗 | …Ｆ☆☆☆☆品 | | | |

防火材料認定番号リスト

| | |
|---|---|
| 石膏ボード t=９．５ | 準不燃：ＱＭ－９８２８号 |
| 石膏ボード t=１２．５ | 不　燃：ＮＭ－８６１９号 |
| 防水石膏ボード t=９．５、t=１２．５ | 準不燃：ＱＭ－９８２６号 |
| 化粧石膏ボード t=９．５（ジプトーン） | 準不燃：ＱＭ－９８２４号 |

| 階 | 室名 | 現況<br>改修の別 | 床 | | 巾木 | 壁（腰）○（内装制限） | | 天井○（内装制限） | | 廻縁 | 天井高 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1<br>階 | 玄関 | 現況 | ｺﾝｸﾘｰﾄ洗出ｼ仕上化粧目地 | | － | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材 | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材 | | － | 3,400<br>（直天） | － |
| | 玄関 | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | － | 現況ﾉﾏﾏ | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材（劣化部） | | － | 3,400<br>（直天） | 段差手摺、視覚障害者用床タイル |
| | 玄関ホール | 現況 | ﾆｰﾄﾞﾙﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷 | | －<br>石膏ﾎﾞｰﾄﾞ EP塗分（管理室側） | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材<br>石膏ﾎﾞｰﾄﾞ EP | LGS下地 | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材 | | － | 3,200<br>～3,300<br>（直天） | － |
| | 玄関ホール | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | －<br>ｿﾌﾄ巾木 H=60（管理室側） | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ欠損部改修　複層仕上げ塗材（劣化部）<br>強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=15張替 EP-G、石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9.5張替 EP-G | 現況ﾉﾏﾏ | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部） | | － | 3,200<br>～3,300<br>（直天） | － |
| | ロビー兼卓球場 | 現況 | ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ<br>ﾆｰﾄﾞﾙﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷 | | －<br>石膏ﾎﾞｰﾄﾞ EP塗分（管理室側） | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材<br>石膏ﾎﾞｰﾄﾞ EP | LGS下地 | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材 | | － | 3,200<br>～3,300<br>（直天） | － |
| | ロビー兼卓球場 | ※改修※ | ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄt=2.5張替（全面）<br>現況ﾉﾏﾏ | | －<br>ｿﾌﾄ巾木 H=60（管理室側） | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部）<br>強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=15張替 EP-G、石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9.5張替 EP-G | 現況ﾉﾏﾏ | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部） | | － | 3,200<br>～3,300<br>（直天） | － |
| | アリーナ | 現況 | ﾅﾗ複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞt=15×300×1800 ｳﾚﾀﾝ塗装 | 床下地合板t=15 | － | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材<br>ｾﾝﾁｭﾘｰﾎﾞｰﾄﾞ | | 木毛ｾﾒﾝﾄ板表ｼﾉﾏﾏ | | － | 17,150<br>～11,500 | － |
| | アリーナ | ※改修※ | ﾅﾗ複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞt=15×300×1800張替（劣化部）<br>研磨、ｳﾚﾀﾝ塗装（全面） | 床下地合板t=15<br>張替（劣化部） | EXPｺﾞﾑ15×18（壁取合部・緩衝材） | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部）<br>現況ﾉﾏﾏ | | 現況ﾉﾏﾏ | | － | 17,150<br>～11,500 | ｺｰﾄﾗｲﾝ引（正式ﾊﾞﾚｰｺｰﾄ3面、少女ﾊﾞﾚｰｺｰﾄ3面、ﾊﾞﾄﾐﾝﾄﾝｺｰﾄ3面、正式ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙｺｰﾄ<br>1面、ﾐﾆﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙｺｰﾄ2面）、壁ｽﾘｯﾄ隙間ﾌｻｷﾞ、床点検口、照明器具取付ﾌﾟﾚｰﾄ |
| | 柔道場 | 現況 | 柔道畳敷<br>縁甲板張 | | － | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材<br>ｾﾝﾁｭﾘｰﾎﾞｰﾄﾞ | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼ 複層仕上げ塗材 | | － | 3,200<br>～4,700<br>（直天） | － |
| | 柔道場 | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | － | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部）<br>現況ﾉﾏﾏ | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修　複層仕上げ塗材（劣化部） | | － | 3,200<br>～4,700<br>（直天） | － |
| | 男子・女子洗面所 | 現況 | ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ | | － | ﾓﾙﾀﾙ EP | | ｹｲｶﾙ板 EP | | － | 2,300 | － |
| | 男子・女子洗面所 | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | － | 現況ﾉﾏﾏ | | 現況ﾉﾏﾏ | | － | 2,300 | － |
| | 多目的便所 | 現況 | 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼 | | － | 陶器質ﾀｲﾙ貼 | | ｹｲｶﾙ板 EP | | － | 2,300 | － |
| | 多目的便所 | ※改修※ | ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄt=2.5 | ﾓﾙﾀﾙ下地<br>（全面） | － | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板張t=3 | ﾓﾙﾀﾙ下地<br>（全面） | ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板t=6 EP-G | LGS下地<br>（全面） | 塩ﾋﾞ | 2,300 | 腰掛式便器、手洗器、ベビーシート<br>Ｌ型手摺、可動式手摺（はね上げ）、傾斜鏡、ピクトサイン<br>棚付2連紙巻器、天井点検口 |
| | 男子・女子便所 | 現況 | 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼 | | － | 陶器質ﾀｲﾙ貼 | | ｹｲｶﾙ板 EP | | － | 2,300 | － |
| | 男子・女子便所 | ※改修※ | 磁器質100角ﾀｲﾙ貼 | ﾓﾙﾀﾙ下地<br>（全面） | － | 陶器質100角ﾀｲﾙ貼 | ﾓﾙﾀﾙ下地<br>（全面） | ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板t=6 EP-G | LGS下地<br>（全面） | 塩ﾋﾞ | 2,300 | 腰掛式便器、和風便器、小便器、手洗器、掃除用流し<br>腰掛便器用Ｌ型手摺、Ｌ型手摺、小便器用手摺、ピクトサイン<br>ブーススクリーン、ポストフォームカウンター面台、棚付2連紙巻器 |
| | 男子・女子更衣室 | 現況 | ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ | | － | ﾓﾙﾀﾙ EP | | ｹｲｶﾙ板 EP | | － | 2,300 | － |
| | 男子・女子更衣室 | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | ｿﾌﾄ巾木 H=60 | 石膏ﾎﾞｰﾄﾞt=9.5GL工法 EP-G | 既設壁下地 | 現況ﾉﾏﾏ | | ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ | 2,300 | 枠、額縁見切ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ |
| | 器具庫Ａ、Ｂ | 現況 | ﾓﾙﾀﾙ金鏝 | | ﾓﾙﾀﾙ | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ | | － | （直天） | － |
| | 器具庫Ａ、Ｂ | ※改修※ | 現況ﾉﾏﾏ | | 現況ﾉﾏﾏ | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修 | | ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼひび割れ部改修 | | － | （直天） | － |

| 訂正 | 月．日 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ． | | 菅設計工務　１級建築士事務所<br>１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二 | 作成　年　月　日<br>２０１３．０３．２５ | 承認 | 名称　大江山運動公園体育館改修工事 | 図面№<br>Ａ－１０ |
| | ． | | | 発行<br>．　． | 担当　製図 | 内部仕上表　縮尺　＿ | |
| | ． | | | | | | |

| 訂正 | 月．日 | |
|---|---|---|
| | ． | |
| | ． | |
| | ． | |

菅設計工務　１級建築士事務所

１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二

| 作成 | 承認 | 名称 | 図面№ |
|---|---|---|---|
| 2013．03．25 | | 大江山運動公園体育館改修工事 | Ａ－１１ |
| 発行 | 担当 / 製図 | 配置図 | 縮尺 1/300 |

| 訂正 | 月 日 | | 菅設計工務 1級建築士事務所 | 作成 年 月 日<br>2013. 03. 25 | 承認 | | 名称<br>大江山運動公園体育館改修工事 | | 図面№<br>A−12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | . | | 1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二 | 発行<br>. . | 担当 | 製図 | 現況1階平面図 | 縮尺<br>1/200 | |
| | . | | | | | | | | |

| 訂正 | 月．日 | |
|---|---|---|
| | ． | |
| | ． | |
| | ． | |

| 菅設計工務 1級建築士事務所<br>1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二 | 作成 年 月 日<br>2013． 03． 25 | 承認 | | 名称 大江山運動公園体育館改修工事 | | 図面No. A－13 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 発行 | 担当 | 製図 | 現況R階平面図 | 縮尺 1/200 | |

北側立面図
北側立面図
北側立面図
南側立面図
東側立面図
西側立面図
西側立面図
訂正
月．日
菅設計工務
1級建築士事務所
1級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二
作成　年　月　日
2013．03．25
発行
承認
担当
製図
名称
大江山運動公園体育館改修工事
現況立面図（1）
縮尺
1/200
図面No.
A－14